

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成21年 2 月27日提出
【計算期間】	第 7 期 (自 平成19年11月30日 至 平成20年12月 1 日)
【ファンド名】	明治ドレスナーDCグローバルバランスオープン
【発行者名】	明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 佐 藤 公 俊
【本店の所在の場所】	東京都港区北青山三丁目 6 番 7 号
【事務連絡者氏名】	末 富 幸 子
【連絡場所】	東京都港区北青山三丁目 6 番 7 号
【電話番号】	03-5469-3867
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

①明治ドレズナーDCグローバルバランスオープンは、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

ファンドは、社団法人投資信託協会による分類方法において、「追加型投信／内外／資産複合」に商品分類され、属性は下記に区分されます。

※「追加型投信／内外／資産複合」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドであり、目論見書または投資信託約款において、国内および海外の複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます

＜ファンドの属性およびその定義＞

- | | | |
|------------------|---|--|
| 1. 投資対象資産による属性区分 | ： | その他資産(投資信託証券（資産複合（株式、債券）資産配分変更型）） |
| | ※ | 目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信ではないその他資産である投資信託証券（親投資信託など）を通じて複数の資産（株式、債券）へ投資し、組入比率については機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。 |
| 2. 決算頻度による属性区分 | ： | 年1回 |
| | ※ | 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| 3. 投資対象地域による属性区分 | ： | グローバル（日本含む） |
| | ※ | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。なお、「世界の資産」の中には「日本」を含みます。 |
| 4. 投資形態による属性区分 | ： | ファミリーファンド |
| | ※ | 目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。 |
| 5. 為替ヘッジによる属性区分 | ： | 為替ヘッジなし |
| | ※ | 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。 |

※当ファンドが該当しないその他の商品分類および属性区分の定義等については、社団法人投資信託協会ホームページ（URL:<http://www.toushin.or.jp/>）で閲覧が可能です。

②信託金の限度額：上限 1,000億円

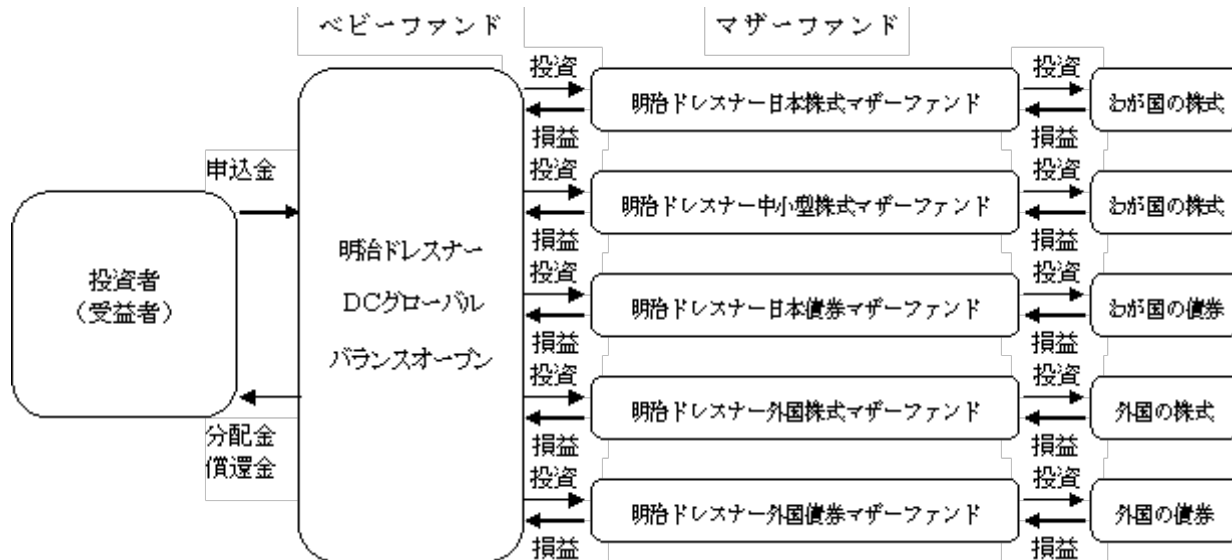
ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み

運用にあたってはファミリーファンド方式を採用し、主として、「明治ドレスナー日本株式マザーファンド」、「明治ドレスナー中小型株式マザーファンド」、「明治ドレスナー日本債券マザーファンド」、「明治ドレスナー外国株式マザーファンド」および「明治ドレスナー外国債券マザーファンド」の各受益証券に投資することにより、実質的な運用をマザーファンド（以下「親投資信託」ともいいます。）で行う仕組みになっています。

※「ファミリーファンド方式」とは、お客様からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



②委託会社等及びファンドの関係法人

1. 委託会社（委託者）：明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

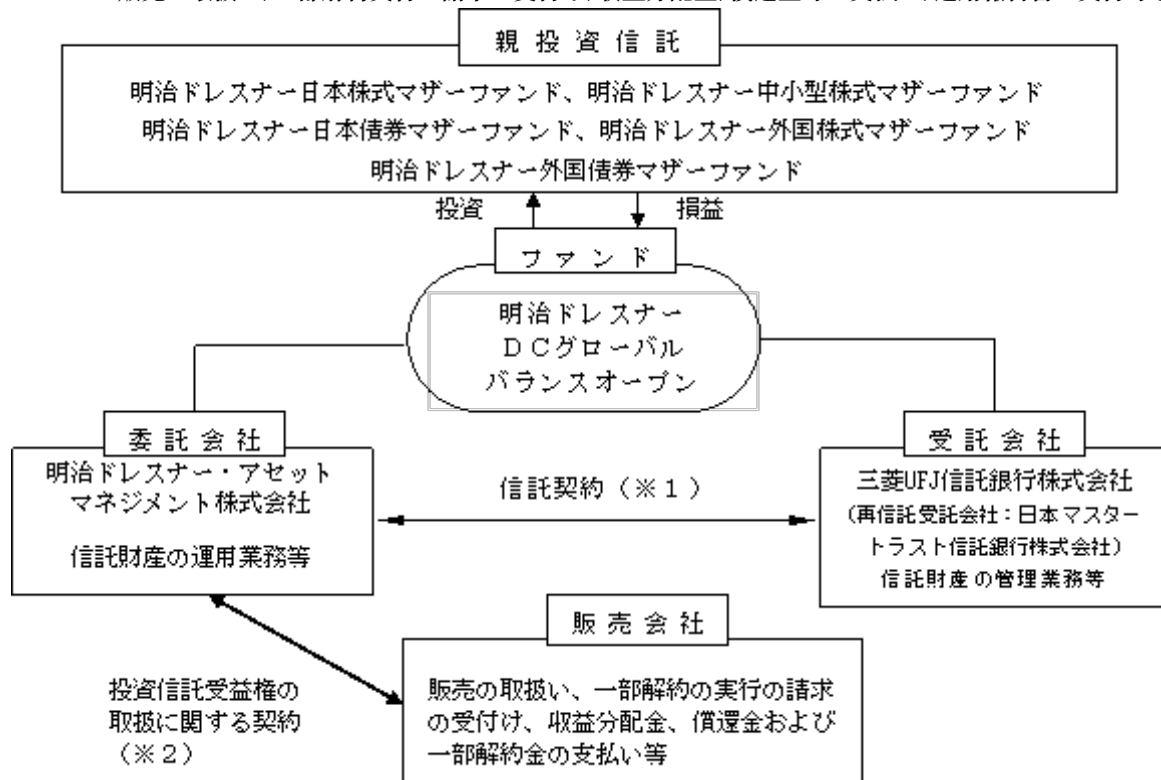
信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)及び運用報告書の作成等を行います。

2. 受託会社（受託者）：三菱UFJ信託銀行株式会社

信託財産の保管・管理業務を行い、分配金・解約金及び償還金の交付等を行います。(なお、受託者は信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。)

3. 販売会社：

販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付け、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。



※1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

※ 2 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱いに関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び解約の取扱い等を規定しています。

③委託会社等の概況

1.資本金の額（本書提出日現在） 10億円

2.委託会社の沿革

昭和61年11月： コスモ投信株式会社設立

平成10年10月： ディーアンドシーキャピタルマネジメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更

平成12年2月： 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更

平成12年7月： 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更

※平成21年4月1日付で、商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更予定（呼称：「MDAM（エムダム）」）。

3.大株主の状況（本書提出日現在）

氏 名 又 は 名 称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に 対する所有 株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号	11,340株	90%
アリアンツ・グローバル・インベスターズ アジア・パシフィック ゲー・エム・ ペー・ハー	ドイツ, 80636 ミュンヘン ニュンフェンブルガー シュトラッセ 112- 116	1,261株	10%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

① 運用方針

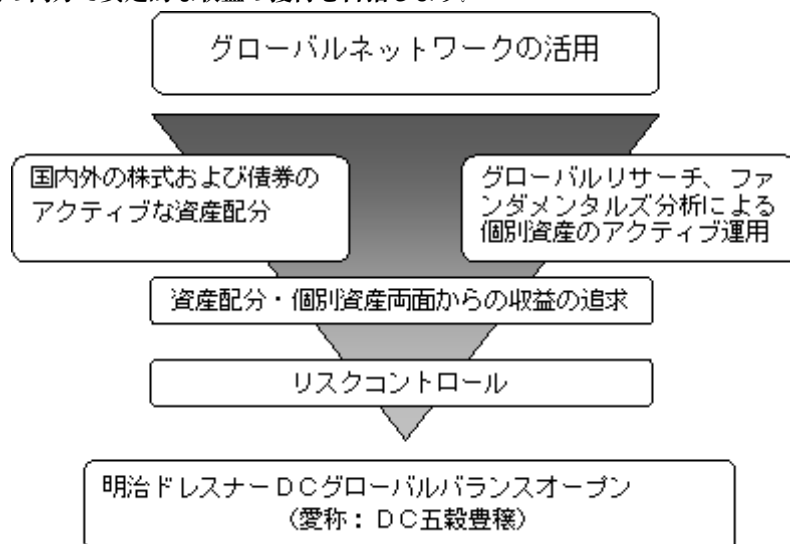
この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、運用を行います。

② 運用の形態等

各マザーファンドを通して、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券に分散投資し、資産配分と個別資産の運用の両方で安定的な収益の獲得を目指すアクティブ運用を行います。

③ 投資態度

1. 主として明治ドレズナー日本株式マザーファンド、明治ドレズナー中小型株式マザーファンド、明治ドレズナー日本債券マザーファンド、明治ドレズナー外国株式マザーファンドおよび明治ドレズナー外国債券マザーファンドの各受益証券への投資を通じて、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券の資産配分をアクティブに行い、資産配分と個別資産の運用の両方で安定的な収益の獲得を目指します。

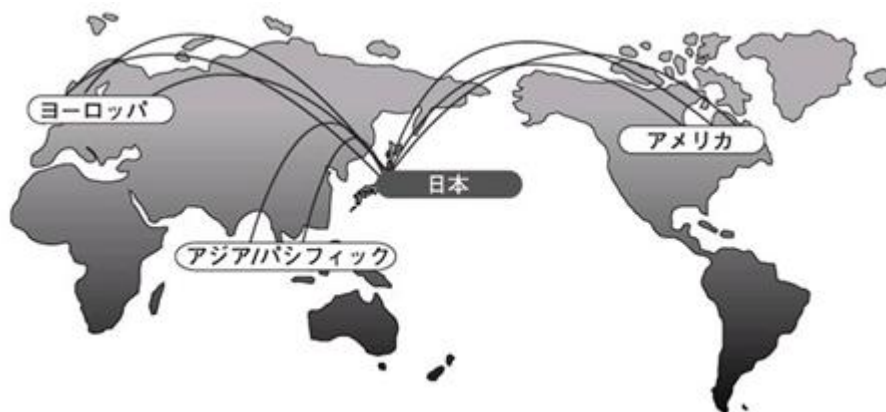


■ファンダメンタルズリサーチに基づく運用

- ・ファンダメンタルズリサーチを重視した運用により、株式・債券で市場を上回る収益獲得を目指します。経済・企業活動のグローバル化により世界の市場の統合度は高まりつつあり、グローバルな視点に基づくリサーチ・運用を重視しています。
- ・株式運用においては、国際銘柄比較を重視したグローバルベースのボトムアップ・リサーチ（企業調査）に付加価値の源泉を求め、成長性を持ちかつクオリティー（経営内容の質、財務体質等）の高い銘柄に投資します。
- ・債券運用においては、為替や金利の水準・期間構造の変化を生み出す中期的なマクロ経済トレンドの分析・予測に重点を置き、アクティブな国別配分、通貨配分、デュレーションの変更により付加価値の追求を行います。

＜グローバルリサーチ＞

海外の調査・運用に関しては、ヨーロッパ、アメリカ、アジア／パシフィックをカバーするアリアンツ・グローバル・インベスターズグループのネットワークを活用します。



＜グラスルーツリサーチ＞

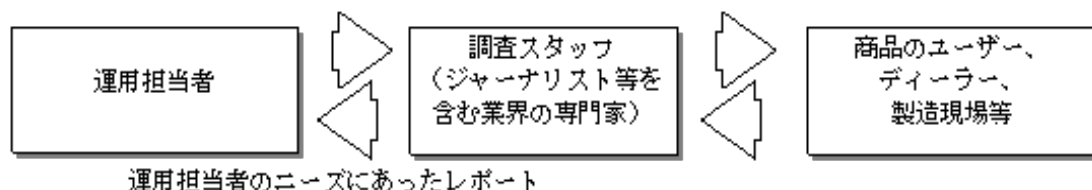
グラスルーツリサーチが厚みのある情報を提供します。

- ・アリアンツ・グローバル・インベスターズグループ独自の調査ネットワークです。

- ・運用担当者が調査テーマをリクエストします（調査の双方向性）。
- ・商品のユーザー、ディーラーあるいは製造現場の声を調査します。

<グラスルーツリサーチのイメージ>

特定のテーマについての調査をリクエスト アナリストとは異なる視点で市場の実地調査



※ グラスルーツリサーチは、通常のファンダメンタルリサーチの補完的な位置付けであり、組入れる銘柄すべてについて行うわけではありません。

2. 日本株式マザーファンド、中小型株式マザーファンド、日本債券マザーファンド、外国株式マザーファンド、外国債券マザーファンドの基本資産配分の比率は、当社の投資プロセスに基づいて毎月見直します。
3. TOPIX（東証株価指数）、NOMURA－BPI総合指数、MSCI－KOKUSAI 指数（円換算値）、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）を個別資産のベンチマークとします。

※TOPIX（東証株価指数）とは、日本国内の株式市場の動向を的確に表すために、株式会社東京証券取引所が公表する株価指数で、東京証券取引所第一部に上場されている全ての株式の時価総額を指数化したものです。TOPIXの指数値及びTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利及びTOPIXの商標に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有します。また、同社は当ファンドの運用成果等に関し、一切責任はありません。

※NOMURA－BPI総合指数とは、日本国内で発行される公募固定利付債の流通市場動向を的確に表すために、野村證券株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村證券株式会社の知的財産です。野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任はありません。

※MSCI－KOKUSAI指数(円換算値)は M S C I I n c . が算出する日本を除く世界主要国の株式市場の動きを捉える指数として広く認知されているものです。MSCI－KOKUSAI指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は M S C I I n c . に帰属します。また、同社は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。なお、ドルベースの指数(配当込み、ヘッジなし)をもとに、わが国の対顧客電信売買相場の仲値を乗じて、委託会社において円換算値を計算しています。

※シティグループ世界国債インデックスは、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクが開発した世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。シティグループ世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はシティグループ・グローバル・マーケッツ・インクに帰属します。また同社は当ファンドの運用成果等に関し、一切責任はありません。

<資産配分戦略の特徴>

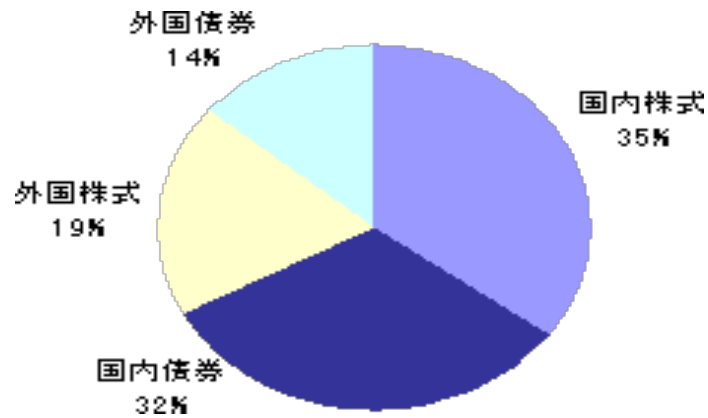
- ・国内外の株式および債券を投資対象とした分散投資を行います。各アセット・クラス間でアクティブに資産配分を行い、資産配分と個別資産の運用の両方で安定的な収益の獲得を目指します。
- ・当社のグローバル バランス運用は、3段階で付加価値を追求します。

1. 日本株式、日本債券、外国株式、外国債券の各アセットクラスの間で、リスクをコントロールしつつアクティブに配分を決定します。
2. 株式運用プロセスは個別銘柄選択を重視し、国別・セクター別アロケーションはリスクコントロールとして位置づけます。
3. 債券運用プロセスは、リスクをコントロールしつつ、ベンチマークに対する通貨・デュレーション・イールドカーブ ポジショニングを重視します。

- ・資産配分戦略（アセット・アロケーション）の決定

アセット・アロケーションは、資産別各運用チームから提供される情報をもとに毎月決定され、投資政策委員会に報告されます。（相場急変時には臨時にアセット・アロケーションの変更を検討し、必要に応じて見直しを行います。）

<アセットアロケーション> 標準的資産配分イメージ



(単位：%)

資産	標準的資産配分比率	変動範囲
国内株式（明治ドレスナー日本株式マザーファンド、 明治ドレスナー中小型株式マザーファンド）	35	±15
国内債券（明治ドレスナー日本債券マザーファンド）	32	±15
外国株式（明治ドレスナー外国株式マザーファンド）	19	±10
外国債券（明治ドレスナー外国債券マザーファンド）	14	±10

※標準的資産配分比率および変動範囲は、あくまでも資料作成時点において想定しているものであり、今後の経済・金融情勢動向により予告なく見直す場合があります。

4. 実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いませんが、市況動向等によっては一部為替ヘッジを行う場合があります。
5. 年金運用で培った運用手法を活用し、長期保有での資産価値の増大をめざした運用を行います。

（参考）親投資信託の概要

「明治ドレスナー日本株式マザーファンド」

投資方針

1 基本方針

この投資信託は、TOPIX（東証株価指数）を上回る投資成果をめざして運用を行います。

2 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① TOPIX500に含まれている銘柄を主要投資対象とします。
- ② 投資する銘柄数は、50前後を目安とします。
- ③ 株式の組入比率は原則として高位を保ちます。
- ④ リサーチを最重要視しファンダメンタル分析、ボトムアップ型リサーチに基づく成長株への投資が運用パフォーマンスの向上に繋がるとの考えに基づいて運用を行います。
- ⑤ 投資については、アナリストおよびポートフォリオ・マネジャーによるファンダメンタル分析、企業への訪問・ヒアリング、グラスルーツリサーチをベースとして、企業の成長性、クオリティーおよびバリュエーション（企業価値評価）を重視した銘柄選定を行います。
- ⑥ 年金運用で培ったリスクコントロール手法を活用し、長期保有での資産価値の増大をめざした運用を行います。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の15%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦ 外貨建資産への投資は行いません。
- ⑧ 信用取引を行います。
- ⑨ 有価証券先物取引等を行います。
- ⑩ スワップ取引を行います。
- ⑪ 有価証券の貸付けおよび資金の借入れを行います。

「明治ドレスナー中小型株式マザーファンド」

投資方針

1 基本方針

この投資信託は、わが国の中小型・店頭株式に投資し、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

2 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① おもにTOPIX500対象銘柄以外の銘柄を主要投資対象とします。
- ② 投資する銘柄数は、50～80程度を目安とします。
- ③ 株式の組入比率は原則として高位を保ちます。
- ④ リサーチを最重要視しファンダメンタル分析、ボトムアップ型リサーチに基づく成長株への投資が運用パフォーマンスの向上に繋がるとの考えに基づいて運用を行います。
- ⑤ 企業トップマネジメントとのミーティングを重視したボトムアップ・リサーチにグラスルーツリサーチを加え成長企業の発掘・選別を行います。（グラスルーツリサーチはアナリストおよびポートフォリオ・マネジャーの問題提起に基づき外部のリサーチャーを活用して、運用判断のサポートとなる特定の業界、製品、顧客動向等の調査を行うアリアンツ・グローバル・インベスターズグループのユニークなシステムで、グローバルな視点での日本企業の活動分析にも力を発揮するリサーチ手法です。）

(3) 投資制限

- ① 株式への投資には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の15%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦ 外貨建資産への投資は行いません。
- ⑧ 信用取引を行います。
- ⑨ 有価証券先物取引等を行います。
- ⑩ スワップ取引を行います。
- ⑪ 有価証券の貸付けおよび資金の借入れを行います。

■「明治ドレスナー日本株式マザーファンド」、「明治ドレスナー中小型株式マザーファンド」を通しての国内株式運用の特色

1. リサーチの視点

わが国の株式を組入れるにあたっては、成長性、クオリティー、バリュエーションを重視した銘柄選定を行い、優れた事業基盤（差別化された商品・サービス・顧客基盤・潜在的に高い成長部門）、優れた経営陣、健全な財務内容を有する企業に投資します。

i) 成長性（Growth）

市場の成熟度合、価格決定力、国際競争力等の観点から、持続的な収益の成長力を調査・測定します。

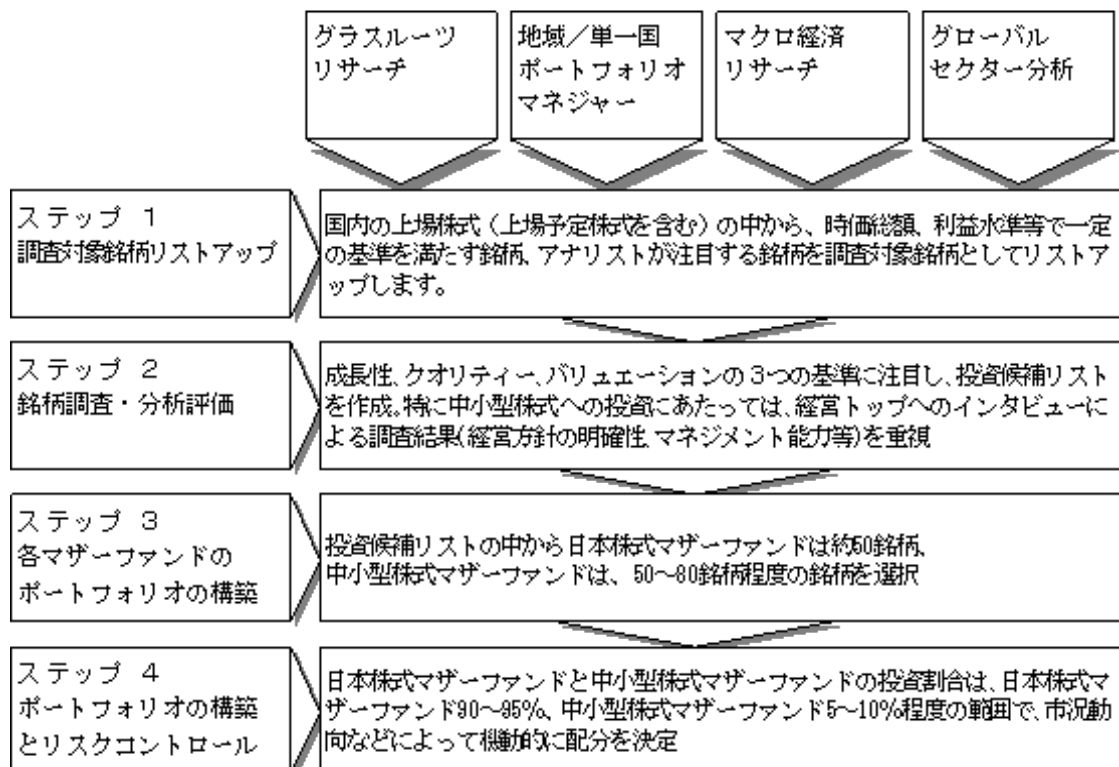
ii) クオリティー（Quality）

経営内容の質、経営陣への信頼、財務体質等を調査し、対象企業のクオリティーを見極めます。

iii) バリュエーション（Valuation）

収益ベース、キャッシュフローベース、資産ベースで、適正なバリュエーションを、企業間比較・収益循環を考慮して評価します。

運用プロセスの概要



2. リサーチ体制

日本企業のファンダメンタルズ分析は、海外のアリオン・グローバル・インベスターズグループのリサーチチームとの連携のもとで行われ、また市場の実地調査を行うグラスルーツリサーチによって補完します。

i) グローバルリサーチ

- a. グローバルに活動する日本企業の海外でのプレゼンスも評価対象となります。
- b. 海外の視点から見た日本、日本企業の評価情報が活かされます。

ii) グラスルーツリサーチ

グラスルーツリサーチが厚みのある情報を提供します。

- a. アリオン・グローバル・インベスターズグループ独自の調査ネットワークです。
- b. 運用担当者が調査テーマをリクエストします（調査の双方向性）。
- c. 商品のユーザー、ディーラーあるいは製造現場の声を調査します。
- d. 企業の海外での活動状況を含め調査をグローバルに展開します。

「明治ドレッシング日本債券マザーファンド」

投資の基本方針

1 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2 運用方法

(1) 投資対象

邦貨建ての国債、政府保証債、地方債、利付金融債、社債等を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

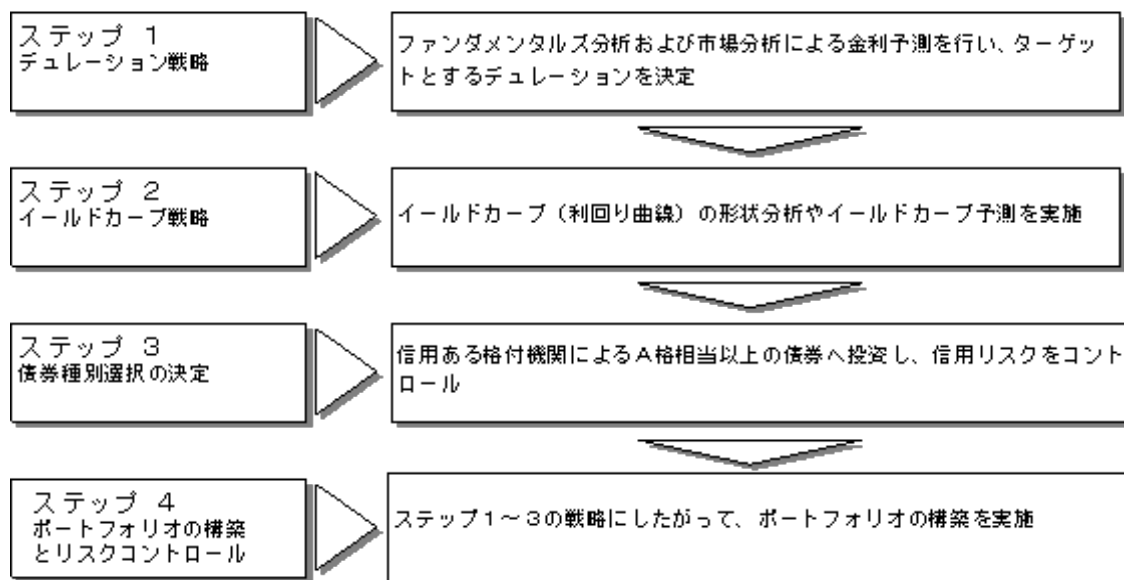
① 「NOMURA-BPI総合指数」をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。

② 信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付機関によるA格相当以上の格付けを有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると判断した公社債に投資します。

※格付けとは、債券などの元本および利息の支払能力などを専門的な第三者（格付会社）が公表したものです。格付けが高い債券ほど安全性が高くなります。一方、発行体にとっては格付けが高いほど有利な条件で発行ができるため、一般的に、格付けが高い債券ほど利回りは低く、格付けが低い債券ほど利回りは高くなります。

③ 運用にあたっては、当社の運用プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。

運用プロセスの概要



1. ターゲット デュレーションの決定

ファンダメンタルズ分析をベースに金利予測を行い、アクティブにポートフォリオのデュレーションを決定します。デュレーションは期待超過収益の構築のうえで大きな要素と考えています。

2. イールドカーブポジショニングの決定

イールドカーブの形状分析による相対的評価に加え、今後のイールドカーブの形状変化を予測してイールドカーブのポジショニングを決定します。

3. クレジット スプレッド

デュレーション、イールドカーブポジショニングを超過収益構築の主要な源泉としているため、流動性並びにクレジットについては高く維持しています。国債以外のセクターのウェイトをコントロールすることで広義のセクターリスクを抑制しつつ利回り向上を図ります。国債対比のスプレッド分析に基づき、格付け対比、業種対比でのクレジットリスクに見合うスプレッドを享受します。（国債の場合、市場利回りと理論上の利回りとの比較などから割高・割安を判断し銘柄を選定します。）

4. リスクコントロール

ポートフォリオの構築は制約条件を調整した上でを行い、デュレーションやイールドカーブの形状変化に着目し、ベンチマーク対比でのリスクコントロールを行います。

④ 債券市場は、長期的には経済のファンダメンタルズによって変動するという考えを基本としファンダメンタルズ分析を重視したアクティブ運用を行います。

⑤ マクロ経済分析をベースとした金利の方向性予測等に基づき、市況動向やリスク分散等をも勘案して、デュレーションの調整、イールドカーブポジショニングのコントロールを行います。

⑥ 公社債の組入比率は、原則として高位を保ちます。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への投資は行いません。
- ⑦ 有価証券先物取引等を行います。
- ⑧ スワップ取引を行います。
- ⑨ 有価証券の貸付けおよび資金の借入れを行います。
- ⑩ 金利先渡し取引を行います。

「明治ドレッシング外国株式マザーファンド」

投資の基本方針

1 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2 運用方法

(1) 投資対象

世界各国（日本を除く）の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① MSCI－KOKUSAI指数（円換算値）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果をめざします。

＜投資対象国（予定）＞

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、香港、アイ
ルランド、イタリア、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、シンガポール、スペイン、スウェーデン、
スイス、イギリス、アメリカ

※ 上記はあくまでも投資対象予定国であり、上記のすべての国に投資するわけではありません。

※ 資金動向、市場動向等により投資対象銘柄数は変動します。

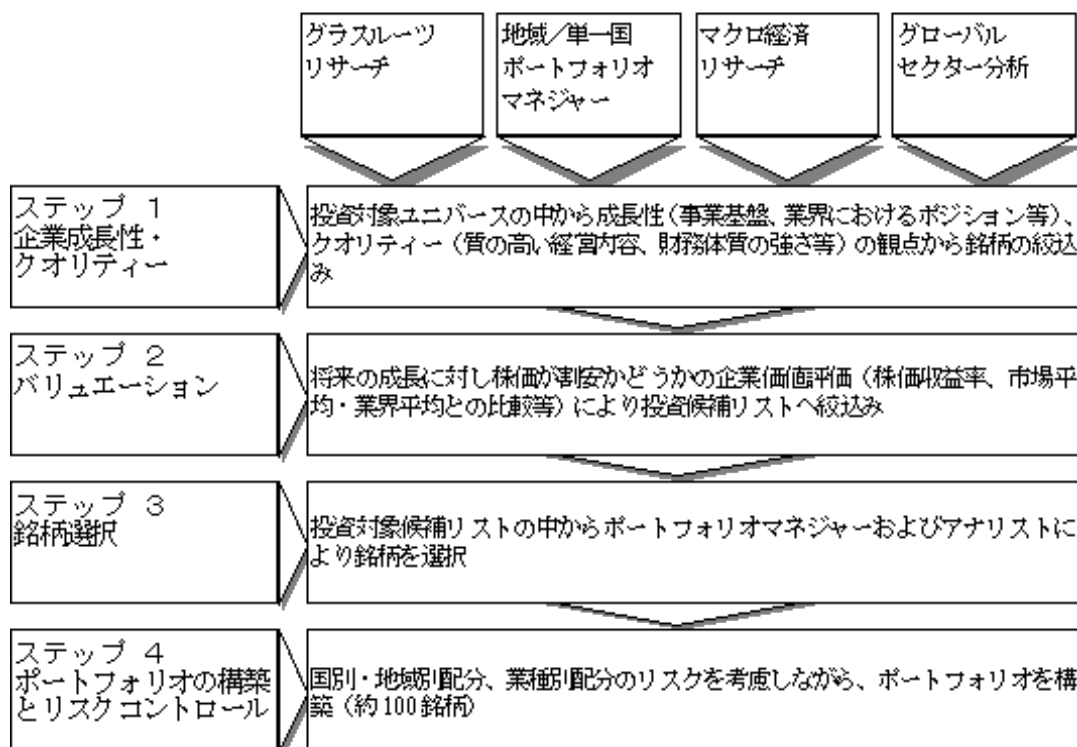
- ② リサーチを最重要視しファンダメンタルズ分析、ボトムアップ型リサーチに基づく成長株への投資が運用パフォーマンスの向上に繋がるとの考えに基づいて運用を行います。

＜グローバルリサーチ＞

海外の調査・運用に関しては、ヨーロッパ、アメリカ、アジア／パシフィックをカバーするアリアンツ・グローバル
・インベスターズグループのネットワークを活用します。

- ③ 国際銘柄比較を重視したグローバル・ベースのボトムアップ・リサーチ（企業調査）に付加価値の源泉を求め、成長性を持ちかつクオリティーの高い銘柄に投資します。

運用プロセスの概要



- ④ 銘柄選定にあたってはアナリストおよびポートフォリオ・マネジャーによるファンダメンタルズ分析に注力したグローバル リサーチと、その補完的役割を果たすグラスルーツ リサーチを活用して、企業の成長性、クオリティーおよびバリュエーション（企業価値評価）を重視します。

- ⑤ グラスルーツ リサーチはアナリストおよびポートフォリオ・マネジャーの問題提起に基づき外部のリサーチャーを活用して、運用判断のサポートとなる特定の業界、製品、顧客動向等の調査を行うアリアンツ・グローバル・インベスターズグループのユニークなシステムで、グローバルな視点で競争環境や事業の発展など、現在及び将来の投資に影響を与える重要な情報収集を捉えることを目的とします。

＜グラスルーツリサーチ＞

グラスルーツリサーチが厚みのある情報を提供します。

- ・アライアンス・グローバル・インベスターズグループ独自の調査ネットワークです。
- ・運用担当者が調査テーマをリクエストします（調査の双方向性）。
- ・商品のユーザー、ディーラーあるいは製造現場の声を調査します。

- ⑥ 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ⑦ 組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ⑦ 信用取引を行います。
- ⑧ 有価証券先物取引等を行います。
- ⑨ スワップ取引を行います。
- ⑩ 有価証券の貸付けおよび資金の借入れを行います。
- ⑪ 金利先渡し取引および為替先渡し取引を行います。

「明治ドレスナー外国債券マザーファンド」

投資の基本方針

1 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2 運用方法

(1) 投資対象

世界各国（日本を除く）の国債、国際機関債、社債等を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。

※シティグループ世界国債インデックスに採用されている国（構成国については定期的な見直しにより変更になる場合があります。）を主な投資対象国とします。

<投資対象国（予定）>

アメリカ、フランス、ドイツ、イギリス、スペイン、スウェーデン、カナダ、デンマーク、スイス、オーストラリア、シンガポール、ノルウェー、ベルギー、イタリア、ギリシャ、ポーランド、アイルランド、オーストリア、フィンランド、オランダ、ポルトガル、マレーシア

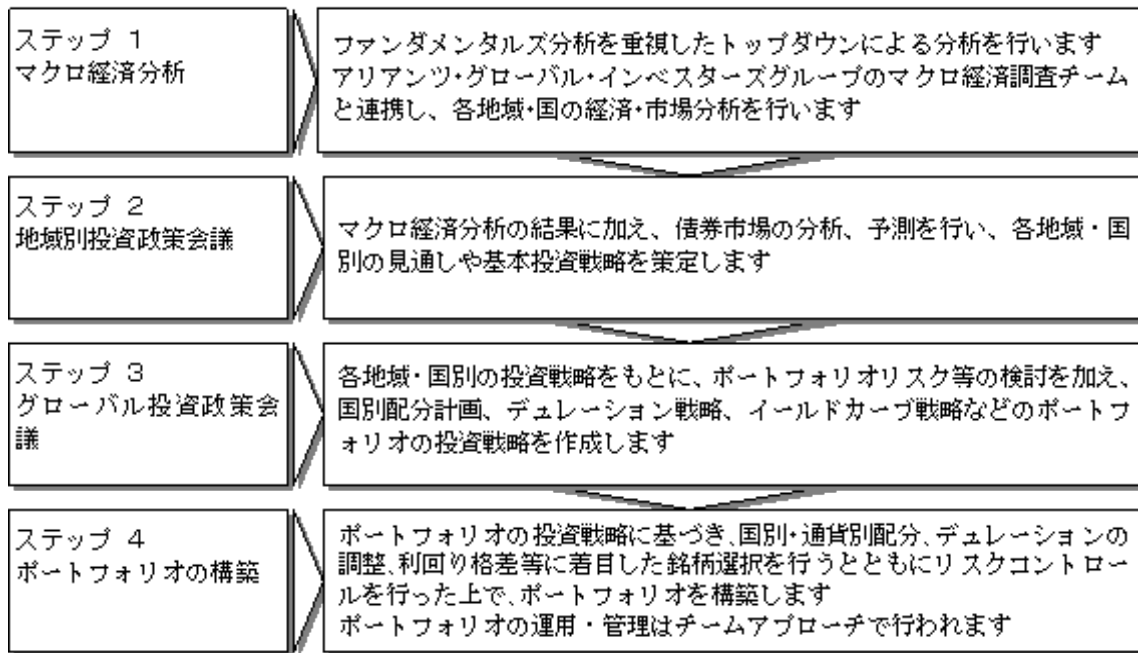
※ 上記はあくまでも投資対象予定国であり、上記のすべての国に投資するわけではありません。

- ② 信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付機関によるA格相当以上の格付けを有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると判断した公社債に投資します。

※格付けとは、債券などの元本および利息の支払能力などを専門的な第三者（格付会社）が公表したものです。格付けが高い債券ほど安全性が高くなります。一方、発行体にとっては格付けが高いほど有利な条件で発行ができるため、一般的に、格付けが高い債券ほど利回りは低く、格付けが低い債券ほど利回りは高くなります。

- ③ 運用にあたっては、当社の運用プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。

運用プロセスの概要



＜分析フレームワークの確立＞

各国の債券・通貨バリュエーションに影響を与えるダイナミックな投資テーマを把握するとともに、個別市場を評価するための全市場共通のフレームワークを確立します。

＜カントリー分析＞

地域・国別分析により債券・通貨市場に影響を与える経済的要因、その他の構造的要因の評価を行うとともに、各市場のバリュエーションによるセクター（国債・社債等）選択を行います。

＜市場予測＞

現状のマクロ経済環境および金融政策の方向性を認識するとともに、将来におけるイールドカーブの形状変化、為替および金利水準の動向を予測します。

＜モデルポートフォリオの構築＞

満期構成毎に債券・通貨についての期待リターンを算出し、種々の制約条件（ポートフォリオ全体のリスク、カントリーリスク、通貨リスク、クレジットリスク等）を勘案し、最適な満期別・通貨別・セクター別配分を決定します。

＜投資の実行とリスクコントロール＞

ポートフォリオの構築は制約条件を調整した上で、モデルポートフォリオと同様の戦略に沿って行われ、ポートフォリオのデュレーションやイールドカーブの形状変化に着目し、ベンチマーク対比でのリスクコントロールを行います。

- ④ 債券市場は、長期的には経済のファンダメンタルズによって変動するという考えを基本としファンダメンタルズ分析を重視したアクティブ運用を行います。
- ⑤ 各国の政治、経済動向の変化や市況動向、リスク分散等を勘案して、国別・通貨別配分比率およびデュレーションの調整を行います。
- ⑥ 公社債の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ⑦ 組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。

（２）【投資対象】

① この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第24条に定めるものに限りません。）

ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 委託会社は、信託金を、主として「明治ドレスナー日本株式マザーファンド」、「明治ドレスナー中小型株式マザーファンド」、「明治ドレスナー日本債券マザーファンド」、「明治ドレスナー外国株式マザーファンド」および「明治ドレスナー外国債券マザーファンド」の各受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除く）に投資することを指図しません。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から11.の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）

17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22. 外国の者に対する権利で上記21.の有価証券の性質を有するもの

なお、上記1.の証券または証書、上記12.ならびに17.の証券または証書のうち上記1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2.から6.までの証券および上記12.ならびに17.の証券または証書のうち上記2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記13.および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

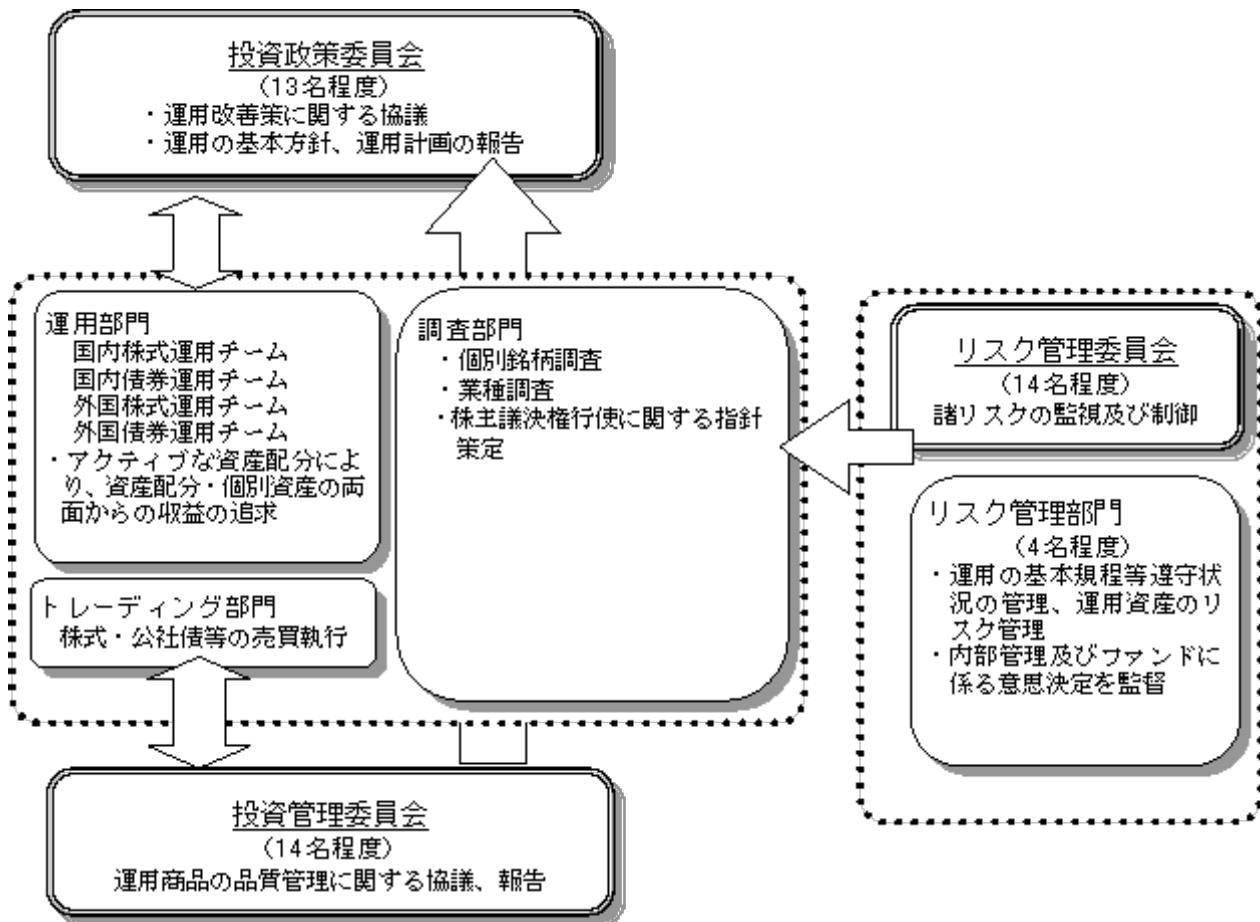
- ③ 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの
- ④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を上記「③ 1.から4.」までの金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

1.運用体制

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

- ①投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析・検討を行います。
- ②ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討結果をもとに運用計画を策定し、これに基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
- ③ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したリスク管理部門が行います。
- ④投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。



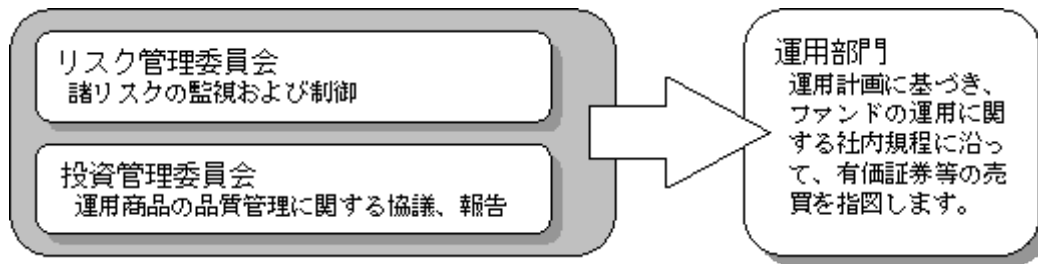
・ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。

・ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

※ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

2. 内部管理体制

- ① ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。また、個別ファンドの運用計画を策定し、計画に基づいた運用を行う体制を整備しております。
- ② リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等の報告を受け、必要に応じて指示・指摘を行います。
- ③ 投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価、トレーディング分析等を行い、必要に応じて指摘を行います。



※ファンドの内部管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

毎年1回（原則11月29日）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。
3. 収益分配にあてずに信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 収益の分配方式

1. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- i 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- ii 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 毎計算期末において信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

③ 収益分配金の再投資

決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）の収益分配金は、決算日の基準価額で翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】**① 株式への投資制限（約款 運用の基本方針）**

株式への投資には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資制限（約款 運用の基本方針）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

※実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます。以下同じ。

③ 新株引受権証券等の投資制限（約款第17条第4項）

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。

※信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。

④ 投資信託証券の投資制限（約款第17条第5項）

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

⑤ 投資する株式等の範囲（約款第19条）

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
2. 上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

⑥ 信用取引の指図範囲（約款第20条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑦ 先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第21条）

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑧ スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第22条）

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 4. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 5. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑨ 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（約款第23条）
1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ※「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ※「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑩ 有価証券の貸付けの指図および範囲（約款第24条）
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の i) および ii) の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - i) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - ii) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
 2. 上記 i) および ii) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 3. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- ⑪ 公社債の空売りの指図範囲（約款第25条）
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 2. 上記の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図を行うものとします。

⑫ 公社債の借入れ（約款第26条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 上記の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図を行うものとします。
4. 上記1.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑬ 外国為替予約取引の指図（約款第28条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
2. 上記の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 上記の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
4. 上記2.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑭ 資金の借入れ（約款第35条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 上記1.の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - i) 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - ii) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 - iii) 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
3. 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
4. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
5. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑮ デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令 第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスクと留意点

ファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて間接的に株式や公社債など値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。したがって、ファンドは、金融機関の預金等と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失

は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスク等は、以下の通りです。

1. 値動きの主な要因

①株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等の影響を受けて変動します。また、発行体の企業の事業活動や財務状況の変化もしくは変化に対する期待・見込みによって変動します。保有する株式の価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

また、ファンドの投資している企業が倒産や業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、ファンドに重大な損失が生じることがあります。

②為替変動リスク

外貨建資産への投資は、国内資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

③金利変動リスク

公社債の価格は、金融情勢・金利変動等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。債券価格が変動する度合は、債券のデュレーション（投資元本の平均回収期間）が長いほど大きくなります。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

④信用リスク

公社債およびコマーシャル・ペーパー等短期金融商品については、発行体が、経営不振、倒産、その他の理由により、その利息および償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）可能性があります。実際に債務不履行となった場合や、債務不履行となる可能性が高いと判断される場合には、当該公社債または短期金融商品の価格は大きく下落し、あるいはゼロになることがあります。そのため、ファンドは保有する公社債や短期金融商品の価格変動によって重大な損失を被ることがあります。

2. その他のリスク・留意点

①カントリーリスク

投資対象国の経済や政治等の不安定性に伴う有価証券市場の混乱により当該投資国に投資した資産の価値が大きく下落することがあります。

②流動性リスク

有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できなくなることがあります。ファンドが保有する資産の市場における流動性が低くなった場合、売却が困難となり、当該資産の本来的な価値より大幅に低い価格で売却せざるを得ず、ファンドに重大な損失が生じることがあります。

③ファミリーファンド方式での運用に係る留意点

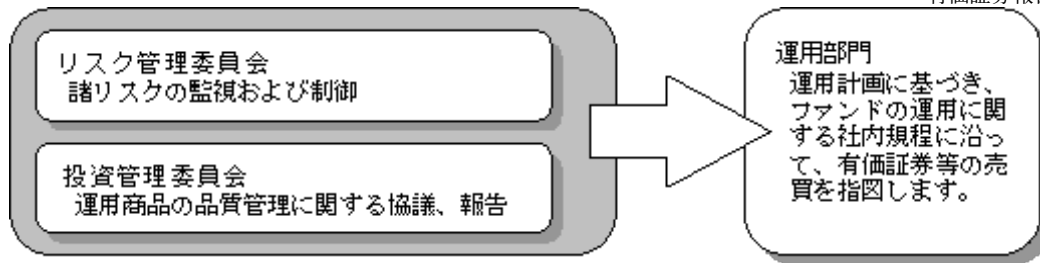
ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っています。ファミリーファンド方式には、運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

(2) リスク管理体制

①ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。また、個別ファンドの運用計画を策定し、計画に基づいた運用を行う体制を整備しております。

②リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等の報告を受け、必要に応じて指示・指摘を行います。

③投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価、トレーディング分析等を行い、必要に応じて指摘を行います。



※ファンドのリスク管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

① 申込手数料は、取得申込日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額に、販売会社が別途定める料率を乗じて得た額とします。なお、現在のところ、すべての販売会社において無手数料となっております。

② 「自動継続投資契約」に基づき収益分配金を再投資する場合には、無手数料とします。

※ 別に定める契約（自動継続投資契約、累投契約等）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、当該計算期間終了日の基準価額とします。

(2)【換金（解約）手数料】

解約手数料ならびに信託財産留保額はありません。

(3)【信託報酬等】

① 信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年1.2075%（税抜1.15%）の率を乗じて得た金額とします。信託報酬の実質的な配分は次のとおりです。

合 計	委託会社	販売会社	受託会社
年1.2075%（税抜1.15%）	年0.4095%（税抜0.39%）	年0.7140%（税抜0.68%）	年0.0840%（税抜0.08%）

※「税抜」における税とは、消費税および地方消費税相当額をいいます。

② 信託報酬の支払いは、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支弁します。

(4)【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に係る監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等相当額および受託会社が立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託財産に係る監査報酬の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対して年0.00525%（税抜0.005%）の率を乗じて得た額とします。

② 信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

③ ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料および当該手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用等は信託財産中より支弁します。

※その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当該手数料等の合計額については、ご投資家の皆様ที่ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

このファンドは、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金制度専用ファンドです。

確定拠出年金に係る掛金、積立金および給付については、所得税法、法人税法、相続税法および地方税法ならびにこれらの法律に基づく命令で定めるところにより、所得税、法人税、相続税ならびに道府県民税（都民税を含む。）および市町村民税（特別区民税を含む。）の課税について必要な措置を講ずる（確定拠出年金法第86条）とされており、運用段階においては非課税となります。

したがって、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金制度に関する当該ファンドの期中収益分配金、一部解約による解約差益、償還時の差益のいずれも非課税となります。

＜上記以外の受益者（確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等以外の法人）の場合の課税の取扱い＞

① 平成21年3月31日までの間、法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。源泉徴収された所得税は、法人税の額から控除できます。

② 平成21年4月1日以降の税率は、15%（所得税15%）となります。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

※税法または確定拠出型年金法が改正された場合等は、上記の内容が変更されることがあります。

5【運用状況】

以下は平成21年1月13日現在の運用状況です。

※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

※投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

(1)【投資状況】

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
明治ドレスナー日本株式マザーファンド受益証券	207,277,729	35.08
明治ドレスナー日本債券マザーファンド受益証券	172,678,220	29.23
明治ドレスナー外国株式マザーファンド受益証券	105,299,415	17.82
明治ドレスナー外国債券マザーファンド受益証券	80,122,810	13.56
明治ドレスナー中小型株式マザーファンド受益証券	19,265,925	3.26
小 計	584,644,099	98.96
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	6,143,823	1.04
合 計（純資産総額）	590,787,922	100.00

(参考) マザーファンドの投資状況

明治ドレスナー日本株式マザーファンド

資産の種類	国 名	時価合計（円）	投資比率（％）
株 式	日 本	2,954,062,600	97.67
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		70,614,000	2.33
合 計（純資産総額）		3,024,676,600	100.00

明治ドレスナー中小型株式マザーファンド

資産の種類	国 名	時価合計（円）	投資比率（％）
株 式	日 本	268,402,880	96.18
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		10,656,602	3.82
合 計（純資産総額）		279,059,482	100.00

明治ドレスナー日本債券マザーファンド

資産の種類	国 名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日 本	2,761,683,320	64.47
社債券	日 本	483,912,000	11.30
	アメリカ	191,457,000	4.47
	小 計	675,369,000	15.76
特殊債券	日 本	305,173,000	7.12
	韓 国	97,805,000	2.28
	小 計	402,978,000	9.41
地方債証券	日 本	395,291,410	9.23
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		48,665,649	1.14
合 計（純資産総額）		4,283,987,379	100.00

明治ドレスナー外国株式マザーファンド

資産の種類	国 名	時価合計（円）	投資比率（％）
株 式	アメリカ	1,065,353,665	53.70
	イギリス	165,764,733	8.36
	フランス	154,882,714	7.81
	スイス	129,909,499	6.55
	ドイツ	122,363,666	6.17
	カナダ	63,507,344	3.20
	イタリア	59,284,397	2.99
	スペイン	55,815,935	2.81
	香港	51,922,556	2.62
	オーストラリア	29,247,128	1.47
	スウェーデン	21,460,812	1.08
	オーストリア	11,755,549	0.59
	オランダ	8,130,980	0.41
	アイルランド	4,762,863	0.24
小 計		1,944,161,841	98.00
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		39,717,743	2.00
合 計（純資産総額）		1,983,879,584	100.00

明治ドレスナー外国債券マザーファンド

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	33,210,942,559	31.28
	ドイツ	16,437,434,002	15.48
	フランス	16,224,619,409	15.28
	イタリア	12,060,408,500	11.36
	イギリス	9,069,287,323	8.54
	スペイン	4,371,829,921	4.12
	ベルギー	2,601,216,679	2.45
	カナダ	2,400,189,187	2.26
	ギリシャ	1,596,130,775	1.50
	スイス	953,861,278	0.90
	ポーランド	927,857,000	0.87
	デンマーク	889,759,623	0.84
	スウェーデン	809,496,830	0.76
	シンガポール	519,960,245	0.49
	オーストラリア	457,375,667	0.43
	ノルウェー	309,301,027	0.29
小 計		102,839,670,025	96.86
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		3,338,164,485	3.14
合 計（純資産総額）		106,177,834,510	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

1. 上位銘柄

順位	銘柄名	国名／業種 種類	数量（口）	簿価単価 ／簿価額（円）	評価単価 ／評価額（円）	投資比 率（％）
1	明治ドレスナー日本株式 マザーファンド	日本 ／ － 親投資信託受益証券	437,202,551	0.4777 208,851,659	0.4741 207,277,729	35.08
2	明治ドレスナー日本債券 マザーファンド	日本 ／ － 親投資信託受益証券	155,118,775	1.0972 170,199,314	1.1132 172,678,220	29.23
3	明治ドレスナー外国株式 マザーファンド	日本 ／ － 親投資信託受益証券	179,355,162	0.6209 111,371,921	0.5871 105,299,415	17.82
4	明治ドレスナー外国債券 マザーファンド	日本 ／ － 親投資信託受益証券	56,784,416	1.4343 81,449,393	1.4110 80,122,810	13.56
5	明治ドレスナー中小型株式 マザーファンド	日本 ／ － 親投資信託受益証券	33,805,801	0.5806 19,627,649	0.5699 19,265,925	3.26

2. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	98.96
合計	98.96

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) マザーファンドの投資資産

明治ドレスナー日本株式マザーファンド

①投資有価証券の主要銘柄

1. 上位銘柄

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	22,000	7,981.00	175,582,178	6,440.00	141,680,000	4.68
2	日本	株式	みずほフィナンシャル グループ	銀行業	454,000	252.48	114,626,901	252.00	114,408,000	3.78
3	日本	株式	商船三井	海運業	182,000	963.17	175,297,726	583.00	106,106,000	3.51
4	日本	株式	関西電力	電気 ・ガス業	41,800	2,420.92	101,194,844	2,310.00	96,558,000	3.19
5	日本	株式	三井住友フィナンシャル グループ	銀行業	25,500	6,931.58	176,755,461	3,730.00	95,115,000	3.14
6	日本	株式	ウシオ電機	電気機器	76,300	1,862.93	142,141,811	1,228.00	93,696,400	3.10
7	日本	株式	パナソニック電工	電気機器	124,000	1,048.21	129,978,510	747.00	92,628,000	3.06
8	日本	株式	味の素	食料品	106,000	1,021.39	108,267,971	860.00	91,160,000	3.01
9	日本	株式	スクウェア・エニックス・ ホールディングス	情報・ 通信業	31,900	3,121.12	99,563,825	2,605.00	83,099,500	2.75
10	日本	株式	セコム	サービス業	18,000	4,909.97	88,379,460	4,180.00	75,240,000	2.49
11	日本	株式	中外製薬	医薬品	42,900	1,448.03	62,120,569	1,640.00	70,356,000	2.33
12	日本	株式	大正製薬	医薬品	40,000	1,812.17	72,487,002	1,741.00	69,640,000	2.30
13	日本	株式	島津製作所	精密機器	128,000	896.56	114,760,384	541.00	69,248,000	2.29
14	日本	株式	デンソー	輸送用機器	43,400	3,130.31	135,855,726	1,577.00	68,441,800	2.26
15	日本	株式	テルモ	精密機器	18,100	4,795.48	86,798,207	3,700.00	66,970,000	2.21
16	日本	株式	日本マクドナルドホール ディングス	小売業	37,400	1,558.67	58,294,582	1,746.00	65,300,400	2.16
17	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・データ	情報・ 通信業	200	365,095.18	73,019,036	316,000.00	63,200,000	2.09
18	日本	株式	ソフトバンク	情報・ 通信業	40,800	1,802.20	73,529,821	1,505.00	61,404,000	2.03
19	日本	株式	信越化学工業	化学	14,900	4,487.82	66,868,591	4,090.00	60,941,000	2.01
20	日本	株式	ユニ・チャーム	化学	9,500	7,024.22	66,730,140	6,280.00	59,660,000	1.97
21	日本	株式	オリックス	その他 金融業	12,600	4,636.79	58,423,569	4,580.00	57,708,000	1.91
22	日本	株式	クラレ	化学	77,500	1,205.16	93,399,900	711.00	55,102,500	1.82
23	日本	株式	西日本シティ銀行	銀行業	237,000	215.34	51,037,837	227.00	53,799,000	1.78
24	日本	株式	三菱電機	電気機器	102,000	1,010.19	103,039,387	509.00	51,918,000	1.72
25	日本	株式	エヌ・ティ・ティ都市開発	不動産業	593	72,776.02	43,156,185	85,500.00	50,701,500	1.68
26	日本	株式	大和証券グループ本社	証券・商品 先物取引業	104,000	898.57	93,451,580	486.00	50,544,000	1.67
27	日本	株式	ダイキン工業	機械	20,700	4,575.25	94,707,843	2,415.00	49,990,500	1.65
28	日本	株式	三井不動産	不動産業	38,000	1,367.88	51,979,737	1,295.00	49,210,000	1.63
29	日本	株式	小松製作所	機械	43,000	2,494.39	107,258,870	1,131.00	48,633,000	1.61
30	日本	株式	三井住友海上グループ ホールディングス	保険業	20,000	3,164.23	63,284,699	2,415.00	48,300,000	1.60

2. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
株式	97.67
合計	97.67

3.株式の業種別の投資比率

業 種 名	投資比率（％）	業 種 名	投資比率（％）
銀行業	12.09	鉄鋼	2.72
電気機器	10.92	保険業	2.50
情報・通信業	8.76	サービス業	2.49
化学	6.80	パルプ・紙	2.33
医薬品	6.02	小売業	2.16
電気・ガス業	5.45	その他金融業	1.91
陸運業	4.68	証券、商品先物取引業	1.67
輸送用機器	4.53	ゴム製品	1.32
精密機器	4.50	ガラス・土石製品	1.31
海運業	3.51	鉱業	1.11
不動産業	3.30	卸売業	0.87
機械	3.26	その他製品	0.45
食料品	3.01	合 計	97.67

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

明治ドレスナー中小型株式マザーファンド

①投資有価証券の主要銘柄

1. 上位銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	沖縄セルラー電話	情報・通信業	78	183,710.83	14,329,445	196,000.00	15,288,000	5.48
2	日本	株式	エヌ・ピー・シー	機械	3,300	4,693.69	15,489,192	4,590.00	15,147,000	5.43
3	日本	株式	もしもしホットライン	サービス業	6,200	2,151.20	13,337,472	2,140.00	13,268,000	4.75
4	日本	株式	カカクコム	サービス業	41	322,922.34	13,239,816	316,000.00	12,956,000	4.64
5	日本	株式	沖縄電力	電気・ガス業	2,300	5,936.80	13,654,640	5,590.00	12,857,000	4.61
6	日本	株式	日医工	医薬品	4,600	2,674.20	12,301,342	2,700.00	12,420,000	4.45
7	日本	株式	ダイセキ	サービス業	8,000	2,427.21	19,417,685	1,476.00	11,808,000	4.23
8	日本	株式	日立物流	陸運業	9,500	1,338.11	12,712,121	1,217.00	11,561,500	4.14
9	日本	株式	フェローテック	電気機器	10,000	1,672.83	16,728,388	1,097.00	10,970,000	3.93
10	日本	株式	京成電鉄	陸運業	21,000	564.53	11,855,130	513.00	10,773,000	3.86
11	日本	株式	アクセル	電気機器	31	307,838.80	9,543,003	342,000.00	10,602,000	3.80
12	日本	株式	ティーガイア	情報・通信業	106	106,386.15	11,276,932	95,000.00	10,070,000	3.61
13	日本	株式	日本M&Aセンター	サービス業	25	406,946.27	10,173,656	378,000.00	9,450,000	3.39
14	日本	株式	加藤産業	卸売業	6,400	1,461.84	9,355,776	1,412.00	9,036,800	3.24
15	日本	株式	メガチップス	電気機器	5,700	1,335.99	7,615,162	1,463.00	8,339,100	2.99
16	日本	株式	ドトール・日レスホールディングス	小売業	5,000	1,596.31	7,981,550	1,666.00	8,330,000	2.99
17	日本	株式	マニー	精密機器	1,400	5,877.81	8,228,940	5,790.00	8,106,000	2.90
18	日本	株式	シマノ	輸送用機器	2,400	3,395.30	8,148,743	3,260.00	7,824,000	2.80
19	日本	株式	琉球銀行	銀行業	6,400	1,012.55	6,480,370	842.00	5,388,800	1.93
20	日本	株式	SBIホールディングス	証券・商品 先物取引業	392	14,825.19	5,811,477	13,140.00	5,150,880	1.85
21	日本	株式	ダイコク電機	機械	3,300	1,278.67	4,219,634	1,408.00	4,646,400	1.67
22	日本	株式	豊田合成	輸送用機器	4,100	1,269.31	5,204,180	1,117.00	4,579,700	1.64
23	日本	株式	シンプレクス・テクノロジー	情報・通信業	137	32,744.17	4,485,952	31,400.00	4,301,800	1.54
24	日本	株式	日立情報システムズ	情報・通信業	2,400	2,292.77	5,502,648	1,725.00	4,140,000	1.48
25	日本	株式	山口フィナンシャルグループ	銀行業	4,000	1,033.12	4,132,497	933.00	3,732,000	1.34
26	日本	株式	沢井製薬	医薬品	900	4,375.76	3,938,191	4,140.00	3,726,000	1.34
27	日本	株式	ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	小売業	16	255,589.06	4,089,425	228,000.00	3,648,000	1.31
28	日本	株式	住友大阪セメント	ガラス・土石製品	17,000	190.00	3,230,000	207.00	3,519,000	1.26
29	日本	株式	三社電機製作所	電気機器	5,000	828.30	4,141,510	669.00	3,345,000	1.20
30	日本	株式	セブン銀行	銀行業	9	338,420.88	3,045,788	305,000.00	2,745,000	0.98

2.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
株式	96.18
合計	96.18

3.株式の業種別の投資比率

業 種 名	投資比率（％）	業 種 名	投資比率（％）
サービス業	17.02	精密機器	2.90
電気機器	13.20	ガラス・土石製品	2.30
情報・通信業	12.19	証券、商品先物取引業	1.85
陸運業	8.00	建設業	0.95
機械	7.35	倉庫・運輸関連業	0.79
医薬品	5.79	ゴム製品	0.76
輸送用機器	5.00	化学	0.38
電気・ガス業	4.61	パルプ・紙	0.33
小売業	4.58	金属製品	0.27
銀行業	4.47	保険業	0.14
卸売業	3.24	その他金融業	0.06
		合 計	96.18

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

明治ドレッシング日本債券マザーファンド

①投資有価証券の主要銘柄

1. 上位銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還 期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第296回利付国債 (10年)	448,000,000	101.06	452,792,820	102.37	458,657,920	1.5	2018/9/20	10.71
2	日本	国債証券	第269回利付国債 (10年)	262,000,000	102.10	267,506,960	103.00	269,862,620	1.3	2015/3/20	6.30
3	日本	国債証券	第288回利付国債 (10年)	230,000,000	102.98	236,858,600	105.04	241,598,900	1.7	2017/9/20	5.64
4	日本	地方債証券	第18－8回兵庫県 公募公債	181,000,000	106.04	191,941,450	106.06	191,970,410	2.1	2016/8/24	4.48
5	日本	国債証券	第282回利付国債 (10年)	167,000,000	104.90	175,190,350	105.89	176,846,320	1.7	2016/9/20	4.13
6	日本	国債証券	第284回利付国債 (10年)	162,000,000	102.72	166,406,400	105.64	171,144,900	1.7	2016/12/20	3.99
7	日本	国債証券	第285回利付国債 (10年)	161,000,000	103.37	166,430,500	105.48	169,834,070	1.7	2017/3/20	3.96
8	日本	国債証券	第75回利付国債（5 年）	111,000,000	101.27	112,412,340	101.90	113,112,330	1.1	2013/9/20	2.64
9	日本	地方債証券	第304回大阪府公募 公債	100,000,000	103.87	103,875,000	104.24	104,248,000	1.98	2017/7/28	2.43
10	日本	特殊債券	第2回日本鉄道建設公団	100,000,000	102.44	102,449,000	102.75	102,751,000	1.68	2012/6/20	2.40
11	日本	社債券	第3回株式会社三井住友 銀行無担保社債	100,000,000	102.38	102,381,000	101.47	101,479,000	2.36	2010/12/20	2.37
12	日本	特殊債券	第102回政府保証預金 保険機構債券	100,000,000	100.96	100,963,000	101.38	101,383,000	1.1	2011/5/17	2.37
13	日本	社債券	第25回富士通	100,000,000	101.77	101,777,000	101.08	101,085,000	1.73	2014/9/25	2.36
14	日本	特殊債券	第33回中小企業金融公 庫	100,000,000	99.99	99,990,000	101.03	101,039,000	1.16	2011/7/22	2.36
15	日本	社債券	第36回日立キャピタル	100,000,000	100.00	100,000,000	100.79	100,794,000	1.45	2011/6/20	2.35
16	日本	地方債証券	第597回東京都公募公 債	100,000,000	98.03	98,039,000	99.07	99,073,000	0.6	2013/5/24	2.31
17	アメリカ	社債券	第14回メリルリンチサ ムライ債1.58%	100,000,000	91.40	91,406,000	98.10	98,105,000	1.58	2012/2/23	2.29
18	韓国	特殊債券	第22回韓国産業銀行	100,000,000	99.52	99,527,105	97.80	97,805,000	1.22	2009/6/15	2.28
19	日本	社債券	第10回株式会社日産 フィナンシャルサービス 無担保社債	100,000,000	99.97	99,970,000	96.69	96,691,000	1.23	2011/6/20	2.26
20	アメリカ	社債券	第19回GEキャピタル コーポレーション	100,000,000	100.00	100,000,000	93.35	93,352,000	1.95	2011/5/27	2.18
21	日本	国債証券	第57回利付国債 (20年)	82,000,000	102.22	83,825,320	104.29	85,521,080	1.9	2022/6/20	2.00
22	日本	社債券	第111回オリックス株 式会社無担保社債	100,000,000	97.74	97,745,000	83.86	83,863,000	1.65	2012/3/9	1.96
23	日本	国債証券	第270回利付国債 (10年)	80,000,000	102.15	81,720,000	103.05	82,444,000	1.3	2015/6/20	1.92
24	日本	国債証券	第286回利付国債 (10年)	73,000,000	105.10	76,726,910	106.09	77,447,160	1.8	2017/6/20	1.81
25	日本	国債証券	第264回利付国債 (10年)	73,000,000	103.10	75,265,230	104.14	76,022,200	1.5	2014/9/20	1.77
26	日本	国債証券	第38回利付国債 (20年)	58,000,000	112.90	65,485,480	113.00	65,540,580	2.7	2018/3/20	1.53
27	日本	国債証券	第104回利付国債 (20年)	55,000,000	100.26	55,143,000	104.39	57,415,600	2.1	2028/6/20	1.34
28	日本	国債証券	第90回利付国債 (20年)	48,000,000	102.55	49,226,400	106.00	50,881,440	2.2	2026/9/20	1.19
29	日本	国債証券	第68回利付国債 (20年)	47,000,000	104.95	49,326,970	107.06	50,319,610	2.2	2024/3/20	1.17
30	日本	国債証券	第29回利付国債 (20年)	40,000,000	124.21	49,684,000	121.98	48,793,200	4.2	2015/9/21	1.14

2.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	64.47
社債券	15.76
特殊債券	9.41
地方債証券	9.23
合計	98.86

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

明治ドレズナー外国株式マザーファンド

①投資有価証券の主要銘柄

1. 上位銘柄

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORPORATION	エネルギー	8,200	7,798.96	63,951,552	6,848.79	56,160,153	2.83
2	アメリカ	株式	AT&T INC	電気通信 サービス	20,200	3,164.08	63,914,465	2,321.11	46,886,446	2.36
3	イギリス	株式	BG GROUP PLC	エネルギー	36,984	1,544.11	57,107,698	1,256.08	46,455,232	2.34
4	イギリス	株式	RECKITT BENCKISER GROUP	生活必需品	10,891	3,618.65	39,410,754	3,602.99	39,240,218	1.98
5	イタリア	株式	ENI SPA	エネルギー	18,646	2,644.91	49,317,109	2,066.07	38,524,053	1.94
6	ドイツ	株式	BAYER AG	ヘルスケア	7,180	6,126.01	43,984,814	5,252.65	37,714,032	1.90
7	アメリカ	株式	WAL-MART STORES INC	生活必需品	7,600	4,858.85	36,927,266	4,598.37	34,947,666	1.76
8	アメリカ	株式	PROCTER&GAMBLE CO	生活 必需品	6,500	6,186.75	40,213,922	5,363.43	34,862,302	1.76
9	アメリカ	株式	FPL GROUP	公益事業	7,700	5,616.62	43,248,010	4,448.94	34,256,881	1.73
10	フランス	株式	AXA	金融	18,550	2,735.61	50,745,626	1,818.86	33,739,992	1.70
11	アメリカ	株式	ABBOTT LABORATORIES	ヘルスケア	7,350	4,842.85	35,595,009	4,479.36	32,923,360	1.66
12	フランス	株式	PERNOD-RICARD	生活必需品	5,080	7,946.17	40,366,577	6,304.61	32,027,429	1.61
13	アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	生活必需品	8,400	4,380.55	36,796,681	3,742.94	31,440,766	1.58
14	アメリカ	株式	XTO ENERGY INC	エネルギー	9,600	4,998.96	47,990,092	3,208.75	30,804,026	1.55
15	アメリカ	株式	HEWLETT-PACKARD CO.	情報技術	9,100	4,016.02	36,545,869	3,308.97	30,111,630	1.52
16	カナダ	株式	CANADIAN NATURAL RESOURCES	エネルギー	8,500	5,561.00	47,268,546	3,529.29	29,999,044	1.51
17	スペイン	株式	TELEFONICA S.A.	電気通信 サービス	15,838	2,174.41	34,438,426	1,890.42	29,940,622	1.51
18	ドイツ	株式	E.ON AG	公益事業	8,975	4,600.74	41,291,667	3,309.74	29,704,938	1.50
19	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	情報技術	16,800	2,482.47	41,705,643	1,742.17	29,268,550	1.48
20	アメリカ	株式	GOOGLE INC [A]	情報技術	980	40,424.30	39,615,820	27,979.50	27,419,911	1.38
21	アメリカ	株式	NORTHERN TRUST CORP	金融	6,200	5,365.45	33,265,828	4,338.88	26,901,088	1.36
22	アメリカ	株式	GILEAD SCIENCES INC	ヘルスケア	6,300	4,493.62	28,309,861	4,263.72	26,861,448	1.35
23	カナダ	株式	SHOPPERS DRUG MART	生活必需品	8,200	3,727.71	30,567,232	3,124.75	25,622,992	1.29
24	アメリカ	株式	UNITED TECHNOLOGIES CORP	資本財・ サービス	5,400	6,100.74	32,944,030	4,685.17	25,299,933	1.28
25	イギリス	株式	VODAFONE GROUP PLC	電気通信 サービス	137,575	200.89	27,637,594	182.86	25,156,999	1.27
26	スイス	株式	NESTLE SA-REGISTERED	生活必需品	7,700	3,540.29	27,260,236	3,234.84	24,908,281	1.26
27	アメリカ	株式	PFIZER INC	ヘルスケア	15,900	1,537.17	24,441,059	1,553.37	24,698,627	1.24
28	スイス	株式	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	ヘルスケア	1,750	14,370.65	25,148,639	13,306.27	23,285,974	1.17
29	アメリカ	株式	CVS CAREMARK CORP	生活必需品	10,400	3,457.11	35,953,958	2,230.73	23,199,658	1.17
30	アメリカ	株式	APPLE INC	情報技術	2,900	13,062.66	37,881,740	7,933.29	23,006,560	1.16

2. 種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
株式	98.00

合計	98.00
----	-------

3.株式の業種別の投資比率

業 種 名	投資比率（％）	業 種 名	投資比率（％）
ヘルスケア	15.18	資本財・サービス	10.91
生活必需品	13.86	一般消費財・サービス	7.01
エネルギー	13.30	電気通信サービス	6.18
金融	12.76	素材	3.30
情報技術	12.29	公益事業	3.22
		合計	98.00

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

明治ドレスナー外国債券マザーファンド

①投資有価証券の主要銘柄

1. 上位銘柄

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債 証券	US T-NOTE 4%18/08/15	88,150,000	10,203.41	8,994,312,331	10,274.82	9,057,254,379	4	2018/8/15	8.53
2	ドイツ	国債 証券	GER BUNDS 4.25%18/07/04	61,640,000	12,995.12	8,010,197,590	13,145.93	8,103,157,046	4.25	2018/7/4	7.63
3	アメリカ	国債 証券	US T-NOTE 4.875%12/02/15	54,900,000	9,807.84	5,384,507,933	9,986.10	5,482,373,212	4.875	2012/2/15	5.16
4	アメリカ	国債 証券	US T-NOTE 4.25%13/08/15	46,850,000	9,675.02	4,532,749,212	10,211.90	4,784,277,492	4.25	2013/8/15	4.51
5	フランス	国債 証券	FRA GOVT 4%13/10/25	37,190,000	12,251.53	4,556,344,191	12,611.60	4,690,257,684	4	2013/10/25	4.42
6	フランス	国債 証券	FRA GOVT 3.75%17/04/25	32,410,000	11,550.10	3,743,389,613	12,303.89	3,987,691,786	3.75	2017/4/25	3.76
7	イタリア	国債 証券	IT BTPS 4.75%13/02/01	19,790,000	12,297.92	2,433,760,287	12,464.90	2,466,805,233	4.75	2013/2/1	2.32
8	イタリア	国債 証券	IT BTPS 5.25%17/08/01	18,150,000	12,483.99	2,265,844,348	12,807.21	2,324,509,086	5.25	2017/8/1	2.19
9	イタリア	国債 証券	IT BTPS 4.25%15/02/01	19,000,000	12,010.48	2,281,992,910	12,220.40	2,321,876,798	4.25	2015/2/1	2.19
10	アメリカ	国債 証券	US T-NOTE 4.125%15/05/15	20,440,000	9,432.98	1,928,101,439	10,302.78	2,105,888,870	4.125	2015/5/15	1.98
11	スペイン	国債 証券	SPA GOVT 4.75%14/07/30	15,800,000	12,426.74	1,963,425,125	12,753.54	2,015,059,493	4.75	2014/7/30	1.90
12	イギリス	国債 証券	UK GILT 5%12/03/07	13,500,000	13,869.32	1,872,358,640	14,392.14	1,942,939,845	5	2012/3/7	1.83
13	アメリカ	国債 証券	US T-BOND 6.25%23/08/15	15,370,000	11,039.59	1,696,785,751	12,029.46	1,848,929,154	6.25	2023/8/15	1.74
14	アメリカ	国債 証券	US T-BOND 8.125%19/08/15	12,370,000	12,329.11	1,525,111,906	13,174.53	1,629,689,592	8.125	2019/8/15	1.53
15	イタリア	国債 証券	IT BTPS 5%12/02/01	12,910,000	12,345.63	1,593,821,827	12,569.86	1,622,769,610	5	2012/2/1	1.53
16	ギリシャ	国債 証券	HELLENIC REP 6.5%14/01/11	12,500,000	13,264.01	1,658,002,087	12,769.04	1,596,130,775	6.5	2014/1/11	1.50
17	ベルギー	国債 証券	BELGIUM 8%15/03/28	10,550,000	14,683.32	1,549,091,283	14,856.27	1,567,336,611	8	2015/3/28	1.48
18	カナダ	国債 証券	CAN GOVT 4.5%15/06/01	17,940,000	7,885.82	1,414,716,456	8,342.05	1,496,564,455	4.5	2015/6/1	1.41
19	イギリス	国債 証券	UK GILT 8%21/06/07	7,700,000	17,414.69	1,340,931,607	19,119.01	1,472,163,924	8	2021/6/7	1.39
20	フランス	国債 証券	FRA GOVT 5%16/10/25	11,000,000	12,646.19	1,391,081,791	13,360.62	1,469,668,794	5	2016/10/25	1.38
21	アメリカ	国債 証券	US T-BOND 8%21/11/15	10,290,000	12,625.06	1,299,119,573	13,442.97	1,383,281,805	8	2021/11/15	1.30
22	イギリス	国債 証券	UK GILT 4.75%38/12/07	9,010,000	13,993.81	1,260,842,912	15,251.57	1,374,167,087	4.75	2038/12/7	1.29
23	ドイツ	国債 証券	GER BUNDS 4.25%39/07/04	10,020,000	12,490.74	1,251,572,650	13,066.02	1,309,216,055	4.25	2039/7/4	1.23
24	アメリカ	国債 証券	US T-NOTE 4.75%17/08/15	12,250,000	9,853.98	1,207,113,162	10,671.88	1,307,306,295	4.75	2017/8/15	1.23
25	ドイツ	国債 証券	GER BUNDS 4.5%13/01/04	10,050,000	12,020.62	1,208,073,008	12,941.98	1,300,669,763	4.5	2013/1/4	1.22
26	フランス	国債 証券	FRA GOVT 8.5%19/10/25	7,600,000	16,339.99	1,241,839,240	17,055.61	1,296,226,360	8.5	2019/10/25	1.22
27	ドイツ	国債 証券	GER BUNDS 5%12/01/04	9,770,000	12,306.27	1,202,323,419	12,974.19	1,267,578,421	5	2012/1/4	1.19
28	アメリカ	国債 証券	US T-BOND 4.625%17/02/15	11,700,000	9,768.69	1,142,937,826	10,562.83	1,235,851,621	4.625	2017/2/15	1.16
29	ドイツ	国債 証券	GER BUNDS 4.25%17/07/04	8,980,000	12,120.21	1,088,395,522	13,080.34	1,174,614,612	4.25	2017/7/4	1.11
30	イギリス	国債 証券	UK GILT 5%18/03/07	7,510,000	13,803.76	1,036,662,976	15,168.93	1,139,187,356	5	2018/3/7	1.07

2.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	96.86
合計	96.86

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期 別	純資産総額(円)		1万口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1期計算期間末 (平成14年11月29日)	42,184,491	42,184,491	9,387	9,387
第2期計算期間末 (平成15年12月1日)	86,869,126	86,869,126	9,562	9,562
第3期計算期間末 (平成16年11月29日)	198,402,604	198,402,604	9,898	9,898
第4期計算期間末 (平成17年11月29日)	368,916,571	369,227,492	11,865	11,875
第5期計算期間末 (平成18年11月29日)	577,108,963	577,577,747	12,311	12,321
第6期計算期間末 (平成19年11月29日)	671,859,408	672,403,793	12,342	12,352
第7期計算期間末 (平成20年12月1日)	583,136,358	583,136,358	8,307	8,307

	純資産総額 (円)	1万口当たり純資産額 (円)
平成20年1月末日	668,816,762	11,347
平成20年2月末日	683,718,655	11,322
平成20年3月末日	656,611,896	10,769
平成20年4月末日	686,361,613	11,417
平成20年5月末日	744,643,433	11,623
平成20年6月末日	729,783,917	11,193
平成20年7月末日	735,905,619	11,130
平成20年8月末日	737,887,832	10,942
平成20年9月末日	674,984,825	9,856
平成20年10月末日	585,485,896	8,421
平成20年11月末日	586,655,777	8,352
平成20年12月末日	608,151,326	8,499
直近日(平成21年1月13日現在)	590,787,922	8,210

② 【分配の推移】

	1万口当たり税込み分配金(円)
第1期計算期間(平成13年11月30日から平成14年11月29日まで)	0
第2期計算期間(平成14年11月30日から平成15年12月1日まで)	0
第3期計算期間(平成15年12月2日から平成16年11月29日まで)	0
第4期計算期間(平成16年11月30日から平成17年11月29日まで)	10
第5期計算期間(平成17年11月30日から平成18年11月29日まで)	10
第6期計算期間(平成18年11月30日から平成19年11月29日まで)	10
第7期計算期間(平成19年11月30日から平成20年12月1日まで)	0

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期計算期間（平成13年11月30日から平成14年11月29日まで）	△6.13
第2期計算期間（平成14年11月30日から平成15年12月1日まで）	1.86
第3期計算期間（平成15年12月2日から平成16年11月29日まで）	3.51
第4期計算期間（平成16年11月30日から平成17年11月29日まで）	19.97
第5期計算期間（平成17年11月30日から平成18年11月29日まで）	3.84
第6期計算期間（平成18年11月30日から平成19年11月29日まで）	0.33
第7期計算期間（平成19年11月30日から平成20年12月1日まで）	△32.69

（注）収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下、「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成13年11月30日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- ①ファンドの取得申込みは、確定拠出年金制度を利用する場合に限ります。
- ②取得のお申込みの際には、販売会社取引口座を開設していただきます。
- ③取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

- ④お申込単位は、1円以上1円単位とします。

※自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。

※確定拠出年金制度を利用して購入される加入者の申込単位は、該当運営管理機関の取決めにいたします。

- ⑤申込手数料は、取得申込日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額に、販売会社が別途定める料率を乗じて得た額とします。申込手数料には消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額がかかります。現在のところ、すべての販売会社で、無手数料となっております。

※「自動継続投資契約」に基づき収益分配金を再投資する場合には、申込手数料を徴しません。

- ⑥申込代金（取得申込日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）を販売会社が別に定める所定の方法によりお支払いいただきます。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-5469-2946（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.mdam.co.jp>）

- ⑦ファンドは、収益分配金を自動的に無手数料でファンドに再投資する自動継続投資専用ファンドです。取得申込者は、販売会社との間で自動継続投資契約に従い収益分配金再投資に関する契約を締結する必要があります。なお、販売会社によっては、上記の契約について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定を用いることがあります。
- ⑧申込期間中における取得申込みの受付時間は、午後3時（年末年始などわが国の金融商品取引所が半日取引の場合には、午前11時）までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。
- ⑨委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

■受益権の取得申込者の制限について

受益権の申込みを行う投資者は、確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会（以下「連合会」といいます。）等による取得の申込みに限るものとします。

2【換金（解約）手続等】

・信託の一部解約（解約請求制）

- ①受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ②換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③一部解約の価額（解約価額）は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。当該金額は請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。基準価額については、販売会社および下記委託会社において入手することができます。

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社
電話番号 03-5469-2946（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）
ホームページアドレス (<http://www.mdam.co.jp>)
- ④一部解約の実行請求の受付時間は、午後3時（年末年始などわが国の金融商品取引所が半日取引の場合は午前11時）までに換金の請求が行われ、かつ、当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付けとして取扱います。
- ⑤委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。
- ⑥上記により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

■確定拠出年金制度を利用して購入された加入者の解約の受け付けは、該当運営管理機関の取決めにしたがってください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます。

なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治ドレッシング・アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-5469-2946（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.mdam.co.jp>）

（2）【保管】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

この信託の期間は無期限です。

（4）【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年11月30日から翌年11月29日までとすることを原則とします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（5）【その他】

① 信託の終了および繰上償還条項

1. 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、あるいはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、上記1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
4. 上記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、委託会社はこの信託契約の解約を行わないものとします。
5. 委託会社は、この信託契約の解約を行わないときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 上記の3.から5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずに公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しないものとします。

② 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

③ 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「⑦信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、この信託は、その委託会社と受託会社との間において存続します。

④ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「⑦信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑤ 償還金について

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑦ 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、その変更事項のうちその内容が重要なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
4. 上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

⑧ 反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとします。

⑨ 運用報告書

委託会社は、法令の定めるところにより、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を、計算期間終了毎に作成のうえ、販売会社を通じて、信託財産にかかる知れている受益者に交付します。また、販売会社の本店で、受取ることもできます。

⑩ その他のディスクロージャー資料について

委託会社は、通常、月次の運用レポートを作成しており、販売会社にて入手可能です。

⑪ 公 告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑫ 関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約期間満了日の3ヵ月前までに委託会社および販売会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。また、本契約が終了した場合は、受益者に対する支払事務等において受益者に不測の損害を与えぬよう協議します。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）の収益分配金は、販売会社を通じて、決算日の基準価額で翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 受益権の一部解約請求権

受益者は、一部解約の実行を販売会社を通して委託会社に請求することができます。一部解約金は、受益者の請求を付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

③ 信託契約の解約等の場合の反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱い、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとします。

④ 償還金請求権

1. 受益者は持分に応じて償還金を請求する権利を有します。償還金（信託終了日における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。
2. 償還金の支払いは販売会社の営業所等において行います。受益者が、信託終了による償還金については、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

⑤ 帳簿閲覧請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期計算期間（平成18年11月30日から平成19年11月29日まで）及び第7期計算期間（平成19年11月30日から平成20年12月1日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

明治ドレスナーDCグローバルバランスオープン

(1)【貸借対照表】

区分	第6期 (平成19年11月29日現在)	第7期 (平成20年12月1日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	11,303,299	9,646,437
親投資信託受益証券	665,306,460	577,757,129
未収入金	—	1,010,000
未収利息	123	95
流動資産合計	676,609,882	588,413,661
資産合計	676,609,882	588,413,661
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	544,385	—
未払解約金	173,968	1,106,505
未払受託者報酬	279,285	288,892
未払委託者報酬	3,735,441	3,863,915
その他未払費用	17,395	17,991
流動負債合計	4,750,474	5,277,303
負債合計	4,750,474	5,277,303
純資産の部		
元本等		
元本	544,385,616	701,962,133
元本合計	544,385,616	701,962,133
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	127,473,792	△ 118,825,775
(うち分配準備積立金)	(56,988,873)	(55,043,912)
剰余金合計	127,473,792	△ 118,825,775
元本等合計	671,859,408	583,136,358
純資産合計	671,859,408	583,136,358
負債・純資産合計	676,609,882	588,413,661

(2) 【損益及び剰余金計算書】

区分	第6期 (自 平成18年11月30日 至 平成19年11月29日)	第7期 (自 平成19年11月30日 至 平成20年12月1日)
	金額 (円)	金額 (円)
営業収益		
受取利息	29,419	37,955
有価証券売買等損益	6,573,973	△ 255,269,331
営業収益合計	6,603,392	△ 255,231,376
営業費用		
受託者報酬	534,135	571,710
委託者報酬	7,143,917	7,646,571
その他費用	33,261	35,603
営業費用合計	7,711,313	8,253,884
営業損失	1,107,921	263,485,260
経常損失	1,107,921	263,485,260
当期純損失	1,107,921	263,485,260
一部解約に伴う当期純利益分配額	8,256,548	—
一部解約に伴う当期純損失分配額	—	14,457,238
期首剰余金	108,324,918	127,473,792
剰余金増加額	58,293,894	23,803,404
（当期追加信託に伴う剰余金増加額）	(58,293,894)	(23,803,404)
剰余金減少額	29,236,166	21,074,949
（当期一部解約に伴う剰余金減少額）	(29,236,166)	(21,074,949)
分配金	544,385	—
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	127,473,792	△ 118,825,775

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第6期 (自 平成18年11月30日 至 平成19年11月29日)	第7期 (自 平成19年11月30日 至 平成20年12月1日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価して おります。 時価評価にあたっては、親投資信託受 益証券の基準価額に基づいて評価して おります。	同左
2. その他財務諸表の作 成のための基本とな る重要な事項	—	当ファンドの計算期間は期末が休日のた め、平成19年11月30日から平成20年12月1 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第6期 (平成19年11月29日現在)	第7期 (平成20年12月1日現在)
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	544,385,616口	701,962,133口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	—	元本の欠損 118,825,775円
3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1.2342円	0.8307円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6期 (自 平成18年11月30日 至 平成19年11月29日)			第7期 (自 平成19年11月30日 至 平成20年12月1日)		
分配金の計算過程 計算期間末に、解約に伴う当期純利益分配額を控除した配当等収益（注1）より経費を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）と分配準備積立金（配当等収益）（注3）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）を合計した135,422,366円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は544,385円です。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。			分配金の計算過程 計算期間末に、配当等収益（注1）より経費を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）と分配準備積立金（配当等収益）（注3）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）を合計した180,512,114円が当期の分配対象収益となりますが、当期の分配は行っておりません。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。		
(単位:円)			(単位:円)		
配当等収益（注1）	A	11,762,416	配当等収益（注1）	A	14,460,774
解約に伴う当期純利益分配額	B	657	経費	B	8,253,884
経費	C	7,711,313	収益調整金（その他収益調整金）（注2）	C	125,468,202
収益調整金（その他収益調整金）（注2）	D	77,889,108	分配準備積立金（配当等収益）（注3）	D	11,045,608
分配準備積立金（配当等収益）（注3）	E	9,383,268	分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）	E	37,791,414
分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）	F	44,099,544	分配対象収益合計	F（A－B＋C＋D＋E）	180,512,114
分配対象収益合計	G（A－B－C＋D＋E＋F）	135,422,366	当ファンドの当期末残存受益権口数	G	701,962,133（口）
当ファンドの当期末残存受益権口数	H	544,385,616（口）	分配可能額	H（F）	180,512,114
分配可能額	I（G）	135,422,366	1口当たり分配可能額	I（H／G）	0.2572
1口当たり分配可能額	J（I／H）	0.2488	1口当たり分配額	J	0
1口当たり分配額	K	0.0010	収益分配金額	K	0
収益分配金額	L	544,385			

第6期 (自 平成18年11月30日 至 平成19年11月29日)	第7期 (自 平成19年11月30日 至 平成20年12月1日)
(注1) 配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取利息29,419円及び親投資信託からの分配可能額11,732,997円を含めて表示しております。 (注2) 収益調整金 収益調整金は各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本の差額をいい、その計上方法により収益調整金（その他収益調整金）と収益調整金（有価証券売買等損益相当額）の2つがあります。信託時の受益証券の価額は、信託財産の純資産総額のうち元本部分、配当等収益などに相当する部分、有価証券売買損益などに相当する部分のそれぞれの純資産総額に対する割合に応じて、それぞれの相当額に分け、元本相当部分は元本に、配当等収益などに相当する部分は収益調整金（その他収益調整金）に、有価証券売買損益などに相当する部分は収益調整金（有価証券売買等損益相当額）に計上されます。 収益調整金は追加信託のつど計上され、解約に伴う収益分配のつど調整されます。 収益調整金は、毎計算期末において、分配にあてることができます。ただし、欠損のある場合には、当該金額に相当する売買損益相当収益調整金を当該科目に留保します。 (注3) 分配準備積立金（配当等収益） 経費控除後の配当等収益（受取利息、受取配当金等）は全額分配することができますが、その全部または一部を信託財産中に留保することができます。分配にあてず信託財産中に留保した配当等収益は分配準備積立金（配当等収益）に計上され翌期に繰り越されます。前期から繰り越された分配準備積立金は全額分配に使用することができます。 (注4) 分配準備積立金（有価証券売買等利益） 経費控除後の有価証券売買等利益は、繰越欠損がある場合にはこれを補てんした後の残額を分配することができます。また繰越欠損がない場合は経費控除後の有価証券売買等利益は全額分配することができます。分配にあてず信託財産中に留保した有価証券売買等利益は分配準備積立金中の有価証券売買等利益として計上されます。前期から繰り越された分配準備積立金は全額分配に使用することができます。	(注1) 配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取利息37,955円及び親投資信託からの分配可能額14,422,819円を含めて表示しております。 (注2) 収益調整金 同左 (注3) 分配準備積立金（配当等収益） 同左 (注4) 分配準備積立金（有価証券売買等利益） 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

第6期 (平成19年11月29日現在)		
種類	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	665,306,460	△3,797,852
合計	665,306,460	△3,797,852

売買目的有価証券

第7期 (平成20年12月1日現在)		
種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	577,757,129	△226,622,830
合計	577,757,129	△226,622,830

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	第6期 (平成19年11月29日現在)	第7期 (平成20年12月1日現在)
1. 期首元本額	468,784,045円	544,385,616円
期中追加設定元本額	197,001,011円	254,191,267円
期中一部解約元本額	121,399,440円	96,614,750円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	明治ドレスナー日本株式マザーファンド	415,813,129	199,091,326	
親投資信託受益証券	明治ドレスナー中小型株式マザーファンド	32,374,708	18,812,942	
親投資信託受益証券	明治ドレスナー外国債券マザーファンド	62,018,307	88,859,830	
親投資信託受益証券	明治ドレスナー日本債券マザーファンド	145,607,329	159,629,314	
親投資信託受益証券	明治ドレスナー外国株式マザーファンド	179,387,431	111,363,717	
	合計	835,200,904	577,757,129	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「明治ドレスナー日本株式マザーファンド」受益証券、「明治ドレスナー中小型株式マザーファンド」受益証券、「明治ドレスナー日本債券マザーファンド」受益証券、「明治ドレスナー外国株式マザーファンド」受益証券、「明治ドレスナー外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「明治ドレスナー日本株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

明治ドレスナー日本株式マザーファンド

（1）貸借対照表

区分	（平成19年11月29日現在）	（平成20年12月1日現在）
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	339,771	904,065
コール・ローン	105,602,236	72,805,142
株式	4,791,793,700	2,970,857,900
未収入金	—	100,513,445
未収配当金	19,113,750	11,249,950
未収利息	1,157	721
流動資産合計	4,916,850,614	3,156,331,223
資産合計	4,916,850,614	3,156,331,223
負債の部		
流動負債		
未払金	—	104,458,561
未払解約金	1,420,000	1,010,000
流動負債合計	1,420,000	105,468,561
負債合計	1,420,000	105,468,561
純資産の部		
元本等		
元本	5,635,940,273	6,371,283,629
元本合計	5,635,940,273	6,371,283,629
剰余金		
欠損金	720,509,659	3,320,420,967
剰余金合計	△ 720,509,659	△ 3,320,420,967
元本等合計	4,915,430,614	3,050,862,662
純資産合計	4,915,430,614	3,050,862,662
負債・純資産合計	4,916,850,614	3,156,331,223

（注） 明治ドレスナー日本株式マザーファンドの計算期間は、毎年4月19日から翌年4月18日までであり、開示対象ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は平成19年11月29日・平成20年12月1日現在における明治ドレスナー日本株式マザーファンドの状況です。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成18年11月30日 至 平成19年11月29日)	(自 平成19年11月30日 至 平成20年12月1日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価 で評価しております。時価評価にあ たっては、証券取引所（ジャスダック 証券取引所を除く）における最終相場 （最終相場のないものについては、そ れに準ずる価額）、ジャスダック証券 取引所が発表する基準値段、または証 券会社等から提示される気配相場に基 づいて評価しております。	同左
2. 収益及び費用の計上 基準	受取配当金 原則として株式の配当落ち日におい て、確定配当金額または予想配当金額 を計上しております。 (会計方針の変更) 受取配当金は、従来、原則として、株式 の配当落ち日において、その金額が確 定している場合には当該金額、未だ確 定していない場合には予想配当金額の 90%を計上し、残額については入金時 に計上していましたが、「投資信託 に関する会計規則に関する細則」の改 正により、平成19年7月1日以降計上す る受取配当金については、原則として、 株式の配当落ち日において、予想配当 金額についてもその全額を計上する方 法に変更しました。この変更により、欠 損金は1,911,375円減少しております。	受取配当金 原則として株式の配当落ち日におい て、確定配当金額または予想配当金額 を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成19年11月29日現在)	(平成20年12月1日現在)
1. 当該計算期 間の末日に おける受益 権の総数	5,635,940,273口	6,371,283,629口
2. 投資信託財 産の計算に 関する規則 第55条の6 第10号に規 定する額	元本の欠損 720,509,659円	元本の欠損 3,320,420,967円
3. 当該計算期 間の末日に おける1単 位当たりの 純資産の額	0.8722円	0.4788円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

（平成19年11月29日現在）		
種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	4,791,793,700	△605,341,377
合計	4,791,793,700	△605,341,377

売買目的有価証券

（平成20年12月 1 日現在）		
種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	2,970,857,900	△1,071,758,369
合計	2,970,857,900	△1,071,758,369

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	（平成19年11月29日現在）	（平成20年12月 1 日現在）
1. 期首元本額（注1）	5,323,087,898円	5,755,453,629円
期中追加設定元本額	639,452,105円	963,324,327円
期中一部解約元本額	326,599,730円	347,494,327円
平成19年11月29日・平成20年12月1日現在における元本の内訳（注2）		
明治ドレスナー日本株式リサーチオープン	2,715,077,235円	明治ドレスナー日本株式リサーチオープン 2,571,017,441円
明治ドレスナー・ハートフルライフ（プラン70）	732,061円	明治ドレスナー・ハートフルライフ（プラン70） 903,973円
明治ドレスナーDC日本株式リサーチオープン	802,481,581円	明治ドレスナーDC日本株式リサーチオープン 1,061,299,817円
明治ドレスナーDCハートフルライフ（プラン70）	315,172,509円	明治ドレスナーDCハートフルライフ（プラン70） 418,642,032円
明治ドレスナー・グローバルバランスオープン	262,779,178円	明治ドレスナー・グローバルバランスオープン 282,307,582円
明治ドレスナーDCグローバルバランスオープン	303,130,165円	明治ドレスナーDCグローバルバランスオープン 415,813,129円
明治ドレスナー・ハートフルライフ（プラン30）	417,396円	明治ドレスナー・ハートフルライフ（プラン30） 508,163円
明治ドレスナー・ハートフルライフ（プラン50）	610,592円	明治ドレスナー・ハートフルライフ（プラン50） 536,193円
明治ドレスナーDCハートフルライフ（プラン30）	86,396,740円	明治ドレスナーDCハートフルライフ（プラン30） 151,174,519円
明治ドレスナーDCハートフルライフ（プラン50）	233,997,625円	明治ドレスナーDCハートフルライフ（プラン50） 364,499,418円
明治ドレスナーVA日本株式オープン（適格機関投資家私募）	444,225,885円	明治ドレスナーVA日本株式オープン（適格機関投資家私募） 477,043,426円
明治ドレスナーVAハートフルライフ30（適格機関投資家私募）	259,783,573円	明治ドレスナーVAハートフルライフ30（適格機関投資家私募） 366,601,101円
明治ドレスナーVAハートフルライフ50（適格機関投資家私募）	211,135,733円	明治ドレスナーVAハートフルライフ50（適格機関投資家私募） 260,936,835円
合計	5,635,940,273円	合計 6,371,283,629円

（注1）当該親投資信託受益証券の計算期間の期首における元本額

（注2）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
国際石油開発帝石	28	585,000	16,380,000	
日本マクドナルドホールディングス	54,400	1,751	95,254,400	
味の素	106,000	967	102,502,000	
クラレ	99,500	756	75,222,000	
王子製紙	229,000	455	104,195,000	
レンゴー	133,000	618	82,194,000	
信越化学工業	14,900	3,680	54,832,000	
宇部興産	134,000	184	24,656,000	
電通	142	164,600	23,373,200	
中外製薬	42,900	1,628	69,841,200	
大正製薬	40,000	1,692	67,680,000	
テルモ	18,100	4,290	77,649,000	
第一三共	12,300	1,908	23,468,400	
トレンドマイクロ	19,000	2,770	52,630,000	
ブリヂストン	30,200	1,598	48,259,600	
旭硝子	78,000	538	41,964,000	
新日本製鐵	138,000	289	39,882,000	
東京製鐵	77,200	897	69,248,400	
小松製作所	43,000	1,123	48,289,000	
ダイキン工業	20,700	2,395	49,576,500	
三菱電機	102,000	495	50,490,000	
日本電産	12,100	4,540	54,934,000	
パナソニック	41,000	1,149	47,109,000	
デンソー	43,400	1,504	65,273,600	
ウシオ電機	76,300	1,104	84,235,200	
パナソニック電工	124,000	771	95,604,000	
トヨタ自動車	8,900	2,945	26,210,500	
スズキ	17,500	1,183	20,702,500	
ヤマハ発動機	24,000	887	21,288,000	
島津製作所	128,000	602	77,056,000	
任天堂	400	30,100	12,040,000	
伊藤忠商事	29,000	475	13,775,000	
住友商事	17,600	846	14,889,600	
ユニ・チャーム	4,900	6,580	32,242,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	86,400	509	43,977,600	
三井住友フィナンシャルグループ	225	347,000	78,075,000	
西日本シティ銀行	157,000	207	32,499,000	
千葉銀行	71,000	458	32,518,000	
スルガ銀行	14,000	993	13,902,000	
みずほフィナンシャルグループ	319	249,100	79,462,900	
大和証券グループ本社	89,000	497	44,233,000	
三井住友海上グループホールディングス	20,000	2,315	46,300,000	
日本興亜損害保険	44,000	598	26,312,000	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
三井不動産	23,000	1,399	32,177,000	
エヌ・ティ・ティ都市開発	593	94,800	56,216,400	
東日本旅客鉄道	220	724,000	159,280,000	
商船三井	182,000	506	92,092,000	
関西電力	41,800	2,570	107,426,000	
東京瓦斯	128,000	437	55,936,000	
エヌ・ティ・ティ・データ	200	344,000	68,800,000	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	31,900	2,695	85,970,500	
セコム	18,000	4,330	77,940,000	
ソフトバンク	40,800	1,343	54,794,400	
合計	2,867,927		2,970,857,900	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「明治ドレスナー中小型株式マザーファンド」の状況
 なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

明治ドレスナー中小型株式マザーファンド

(1) 貸借対照表

区分	(平成19年11月29日現在)	(平成20年12月1日現在)
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,809,140	11,034,957
株式	457,569,600	261,998,550
未収入金	7,428,784	5,394,906
未収配当金	1,919,400	1,779,750
未収利息	74	109
流動資産合計	473,726,998	280,208,272
資産合計	473,726,998	280,208,272
負債の部		
流動負債		
未払金	7,375,595	—
流動負債合計	7,375,595	—
負債合計	7,375,595	—
純資産の部		
元本等		
元本	486,802,358	482,197,475
元本合計	486,802,358	482,197,475
剰余金		
欠損金	20,450,955	201,989,203
剰余金合計	△ 20,450,955	△ 201,989,203
元本等合計	466,351,403	280,208,272
純資産合計	466,351,403	280,208,272
負債・純資産合計	473,726,998	280,208,272

（注） 明治ドレスナー中小型株式マザーファンドの計算期間は、毎年4月19日から翌年4月18日までであり、開示対象ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は平成19年11月29日・平成20年12月1日現在における明治ドレスナー中小型株式マザーファンドの状況です。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成18年11月30日 至 平成19年11月29日)	(自 平成19年11月30日 至 平成20年12月1日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価 で評価しております。時価評価にあ たっては、証券取引所（ジャスダック 証券取引所を除く）における最終相場 （最終相場のないものについては、そ れに準ずる価額）、ジャスダック証券 取引所が発表する基準値段、または証 券会社等から提示される気配相場に基 づいて評価しております。	同左
2. 収益及び費用の計上 基準	受取配当金 原則として株式の配当落ち日におい て、確定配当金額または予想配当金額 を計上しております。 (会計方針の変更) 受取配当金は、従来、原則として、株式 の配当落ち日において、その金額が確 定している場合には当該金額、未だ確 定していない場合には予想配当金額の 90%を計上し、残額については入金時 に計上していましたが、「投資信託 に関する会計規則に関する細則」の改 正により、平成19年7月1日以降計上す る受取配当金については、原則として、 株式の配当落ち日において、予想配当 金額についてもその全額を計上する方 法に変更しました。この変更により、欠 損金は191,940円減少しております。	受取配当金 原則として株式の配当落ち日におい て、確定配当金額または予想配当金額 を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成19年11月29日現在)	(平成20年12月1日現在)
1. 当該計算期 間の末日に おける受益 権の総数	486,802,358口	482,197,475口
2. 投資信託財 産の計算に 関する規則 第55条の6 第10号に規 定する額	元本の欠損 20,450,955円	元本の欠損 201,989,203円
3. 当該計算期 間の末日に おける1単 位当たりの 純資産の額	0.9580円	0.5811円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

（平成19年11月29日現在）		
種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	457,569,600	△46,652,428
合計	457,569,600	△46,652,428

売買目的有価証券

（平成20年12月 1 日現在）		
種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	261,998,550	△23,201,451
合計	261,998,550	△23,201,451

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	（平成19年11月29日現在）		（平成20年12月1日現在）	
1. 期首元本額 （注1）		454,642,869円		492,751,382円
期中追加設 定元本額		84,500,495円		99,626,576円
期中一部解 約元本額		52,341,006円		110,180,483円
平成19年11 月29日・平 成20年12月 1日現在に おける元本 の内訳（注 2）	明治ドレスナー日本株式リ サーチオープン	238,936,485円	明治ドレスナー日本株式リ サーチオープン	192,386,707円
	明治ドレスナー・ハートフ ルライフ（プラン70）	62,964円	明治ドレスナー・ハートフ ルライフ（プラン70）	69,358円
	明治ドレスナーDC日本株 式リサーチオープン	68,063,207円	明治ドレスナーDC日本株 式リサーチオープン	81,579,607円
	明治ドレスナーDCハート フルライフ（プラン70）	26,706,611円	明治ドレスナーDCハート フルライフ（プラン70）	31,264,200円
	明治ドレスナー・グローバ ルバランスオープン	22,248,172円	明治ドレスナー・グローバ ルバランスオープン	22,561,899円
	明治ドレスナーDCグロー バルバランスオープン	25,397,594円	明治ドレスナーDCグロー バルバランスオープン	32,374,708円
	明治ドレスナー・ハートフ ルライフ（プラン30）	35,652円	明治ドレスナー・ハートフ ルライフ（プラン30）	38,048円
	明治ドレスナー・ハートフ ルライフ（プラン50）	52,080円	明治ドレスナー・ハートフ ルライフ（プラン50）	40,147円
	明治ドレスナーDCハート フルライフ（プラン30）	7,295,546円	明治ドレスナーDCハート フルライフ（プラン30）	11,295,660円
	明治ドレスナーDCハート フルライフ（プラン50）	19,784,542円	明治ドレスナーDCハート フルライフ（プラン50）	27,211,431円
	明治ドレスナーVA日本株 式オープン（適格機関投資 家私募）	38,063,791円	明治ドレスナーVA日本株 式オープン（適格機関投資 家私募）	35,591,325円
	明治ドレスナーVAハート フルライフ30（適格機関 投資家私募）	22,151,788円	明治ドレスナーVAハート フルライフ30（適格機関 投資家私募）	28,262,622円
	明治ドレスナーVAハート フルライフ50（適格機関 投資家私募）	18,003,926円	明治ドレスナーVAハート フルライフ50（適格機関 投資家私募）	19,521,763円
	合計	486,802,358円	合計	482,197,475円

（注1）当該親投資信託受益証券の計算期間の期首における元本額

（注2）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
日本M&Aセンター	37	443,000	16,391,000	
カカクコム	17	328,000	5,576,000	
ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	1	301,000	301,000	
フジッコ	6,000	1,153	6,918,000	
ドトール・日レスホールディングス	5,000	1,660	8,300,000	
あさひ	6,600	1,733	11,437,800	
サンマルクホールディングス	100	2,465	246,500	
ザッパラス	71	248,000	17,608,000	
北越製紙	22,500	415	9,337,500	
太陽日酸	7,000	664	4,648,000	
日本パーカライジング	4,000	924	3,696,000	
ツムラ	3,800	3,020	11,476,000	
みらかホールディングス	100	1,816	181,600	
中国塗料	1,000	432	432,000	
D I C	1,000	157	157,000	
アルファシステムズ	100	2,005	200,500	
オービックビジネスコンサルタント	2,250	4,190	9,427,500	
住友ゴム工業	1,000	827	827,000	
住友大阪セメント	4,000	180	720,000	
S E Cカーボン	1,000	310	310,000	
丸一銅管	2,300	2,295	5,278,500	
エヌ・ピー・シー	3,300	3,720	12,276,000	
ハーモニック・ドライブ・システムズ	3	220,000	660,000	
ワコム	1	95,800	95,800	
アクセル	29	368,000	10,672,000	
能美防災	1,000	877	877,000	
フォスター電機	100	780	78,000	
日本マイクロニクス	100	740	74,000	
メガチップス	3,000	1,436	4,308,000	
三社電機製作所	3,000	600	1,800,000	
フェローテック	8,400	924	7,761,600	
カヤバ工業	1,000	209	209,000	
豊田合成	400	1,130	452,000	
シマノ	800	3,620	2,896,000	
西松屋チェーン	100	992	99,200	
キヤノン電子	100	1,297	129,700	
ニチハ	500	593	296,500	
琉球銀行	7,300	832	6,073,600	
山口フィナンシャルグループ	1,000	885	885,000	
センチュリー・リーシング・システム	3,900	831	3,240,900	
S B Iホールディングス	1	13,950	13,950	
東京リース	3,400	506	1,720,400	
京成電鉄	24,000	486	11,664,000	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
日立物流	8,200	1,375	11,275,000	
上組	9,000	713	6,417,000	
沖縄セルラー電話	78	187,600	14,632,800	
沖縄電力	2,200	5,970	13,134,000	
日立情報システムズ	4,700	1,896	8,911,200	
ダイセキ	5,600	2,140	11,984,000	
加藤産業	11,600	1,370	15,892,000	
合計	170,688		261,998,550	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「明治ドレスナー日本債券マザーファンド」の状況
 なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

明治ドレスナー日本債券マザーファンド

(1) 貸借対照表

区分	(平成19年11月29日現在)	(平成20年12月1日現在)
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	98,135,413	108,963,836
国債証券	2,678,440,450	2,577,368,070
地方債証券	388,242,630	391,664,440
特殊債券	302,075,000	401,226,000
社債券	700,672,700	675,603,000
未収入金	—	391,141,110
未収利息	13,738,738	16,765,508
前払費用	4,312,482	2,819,909
流動資産合計	4,185,617,413	4,565,551,873
資産合計	4,185,617,413	4,565,551,873
負債の部		
流動負債		
未払金	25,447,600	442,712,880
未払解約金	8,990,000	—
流動負債合計	34,437,600	442,712,880
負債合計	34,437,600	442,712,880
純資産の部		
元本等		
元本	3,848,130,251	3,760,554,924
元本合計	3,848,130,251	3,760,554,924
剰余金		
剰余金	303,049,562	362,284,069
剰余金合計	303,049,562	362,284,069
元本等合計	4,151,179,813	4,122,838,993
純資産合計	4,151,179,813	4,122,838,993
負債・純資産合計	4,185,617,413	4,565,551,873

(注) 明治ドレスナー日本債券マザーファンドの計算期間は、毎年4月11日から翌年4月10日までであり、開示対象ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は平成19年11月29日・平成20年12月1日現在における明治ドレスナー日本債券マザーファンドの状況です。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成18年11月30日 至 平成19年11月29日)	(自 平成19年11月30日 至 平成20年12月1日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	公社債 個別法に基づき、以下のとおり、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価で評価しております。原則として①日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）②証券会社の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）③価額情報会社（野村総合研究所）の提供する価額—などに基づいて時価評価しております。ただし、残存期間1年以内の公社債（外貨建公社債は除く）については、合理的かつ受益者の利益を害しないと判断し償却原価法に基づいて評価しております。時価が入手不能の場合、又は入手した評価額が時価と認定できない事由を認めた場合は、忠実義務に基づき当社が合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成19年11月29日現在)	(平成20年12月1日現在)
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	3,848,130,251口	3,760,554,924口
2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1.0788円	1.0963円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

(平成19年11月29日現在)		
種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	2,678,440,450	19,438,250
地方債証券	388,242,630	7,030,450
特殊債券	302,075,000	1,556,000
社債券	700,672,700	△4,345,000
合計	4,069,430,780	23,679,700

売買目的有価証券

(平成20年12月1日現在)		
種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	2,577,368,070	6,902,930
地方債証券	391,664,440	△2,191,010
特殊債券	401,226,000	△1,703,105
社債券	675,603,000	△17,676,000
合計	4,045,861,510	△14,667,185

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	（平成19年11月29日現在）	（平成20年12月1日現在）
1. 期首元本額 （注1）	3,295,201,148円	3,956,318,302円
期中追加設 定元本額	1,112,090,381円	544,354,157円
期中一部解 約元本額	559,161,278円	740,117,535円
平成19年11 月29日・平 成20年12月 1日現在に おける元本 の内訳（注 2）	明治ドレスナー・ハート フルライフ（プラン7 0） 274,566円 明治ドレスナーDCハート フルライフ（プラン7 0） 114,822,199円 明治ドレスナー・グロー バルバランスオープン 118,899,155円 明治ドレスナーDCグ ローバルバランスオープ ン 134,037,908円 明治ドレスナー・ハート フルライフ（プラン3 0） 1,093,323円 明治ドレスナー・ハート フルライフ（プラン5 0） 705,519円 明治ドレスナー日本債券 オープン 619,642,913円 明治ドレスナーDCハート フルライフ（プラン3 0） 219,126,007円 明治ドレスナーDCハート フルライフ（プラン5 0） 261,997,210円 明治ドレスナーDC日本 債券オープン 1,461,689,447円 — — 明治ドレスナーVAハート フルライフ30（適格 機関投資家私募） 675,005,161円 明治ドレスナーVAハート フルライフ50（適格 機関投資家私募） 240,836,843円 合計 3,848,130,251円	明治ドレスナー・ハート フルライフ（プラン7 0） 179,943円 明治ドレスナーDCハート フルライフ（プラン7 0） 79,502,274円 明治ドレスナー・グロー バルバランスオープン 96,971,762円 明治ドレスナーDCグ ローバルバランスオープ ン 145,607,329円 明治ドレスナー・ハート フルライフ（プラン3 0） 684,518円 明治ドレスナー・ハート フルライフ（プラン5 0） 312,101円 明治ドレスナー日本債券 オープン 599,244,232円 明治ドレスナーDCハート フルライフ（プラン3 0） 209,591,275円 明治ドレスナーDCハート フルライフ（プラン5 0） 221,584,073円 明治ドレスナーDC日本 債券オープン 1,744,973,520円 明治ドレスナー資産形成 サポートファンド（隔月 決算型） 207,647円 明治ドレスナー資産形成 サポートファンド（1年 決算型） 623,121円 明治ドレスナーVAハート フルライフ30（適格 機関投資家私募） 510,468,294円 明治ドレスナーVAハート フルライフ50（適格 機関投資家私募） 150,604,835円 合計 3,760,554,924円

（注1）当該親投資信託受益証券の計算期間の期首における元本額

（注2）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
国債証券	第272回利付国債（2年）	150,000,000	150,330,000	
国債証券	第75回利付国債（5年）	185,000,000	187,044,250	
国債証券	第1回利付国債（40年）	2,000,000	2,043,380	
国債証券	第1回利付国債（40年）	2,000,000	2,043,380	
国債証券	第251回利付国債（10年）	3,000,000	3,007,860	
国債証券	第264回利付国債（10年）	15,000,000	15,499,800	
国債証券	第264回利付国債（10年）	23,000,000	23,766,360	
国債証券	第264回利付国債（10年）	15,000,000	15,499,800	
国債証券	第270回利付国債（10年）	80,000,000	81,875,200	
国債証券	第279回利付国債（10年）	30,000,000	32,368,200	
国債証券	第280回利付国債（10年）	4,000,000	4,281,000	
国債証券	第282回利付国債（10年）	77,000,000	80,722,180	
国債証券	第282回利付国債（10年）	10,000,000	10,483,400	
国債証券	第282回利付国債（10年）	30,000,000	31,450,200	
国債証券	第282回利付国債（10年）	25,000,000	26,208,500	
国債証券	第284回利付国債（10年）	142,000,000	148,240,900	
国債証券	第284回利付国債（10年）	170,000,000	177,471,500	
国債証券	第285回利付国債（10年）	11,000,000	11,453,530	
国債証券	第285回利付国債（10年）	70,000,000	72,886,100	
国債証券	第285回利付国債（10年）	80,000,000	83,298,400	
国債証券	第286回利付国債（10年）	48,000,000	50,192,160	
国債証券	第286回利付国債（10年）	10,000,000	10,456,700	
国債証券	第288回利付国債（10年）	170,000,000	175,851,400	
国債証券	第289回利付国債（10年）	35,000,000	35,551,950	
国債証券	第290回利付国債（10年）	15,000,000	15,074,250	
国債証券	第293回利付国債（10年）	4,000,000	4,153,880	
国債証券	第295回利付国債（10年）	5,000,000	5,056,950	
国債証券	第296回利付国債（10年）	315,000,000	317,712,150	
国債証券	第296回利付国債（10年）	40,000,000	40,344,400	
国債証券	第4回利付国債（30年）	30,000,000	34,016,100	
国債証券	第8回利付国債（30年）	7,000,000	6,499,360	
国債証券	第9回利付国債（30年）	20,000,000	17,028,600	
国債証券	第18回利付国債（30年）	15,000,000	15,249,750	
国債証券	第22回利付国債（30年）	10,000,000	10,556,500	
国債証券	第23回利付国債（30年）	20,000,000	21,119,400	
国債証券	第27回利付国債（30年）	30,000,000	31,726,200	
国債証券	第29回利付国債（20年）	40,000,000	48,595,200	
国債証券	第36回利付国債（20年）	10,000,000	11,409,200	
国債証券	第38回利付国債（20年）	58,000,000	64,676,960	

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
国債証券	第５７回利付国債（２０年）	82,000,000	83,073,380	
国債証券	第６８回利付国債（２０年）	47,000,000	48,441,020	
国債証券	第７０回利付国債（２０年）	40,000,000	42,222,400	
国債証券	第７４回利付国債（２０年）	22,000,000	22,307,780	
国債証券	第７５回利付国債（２０年）	20,000,000	20,245,600	
国債証券	第７７回利付国債（２０年）	46,000,000	45,943,420	
国債証券	第８２回利付国債（２０年）	19,000,000	19,178,410	
国債証券	第８８回利付国債（２０年）	15,000,000	15,503,700	
国債証券	第９０回利付国債（２０年）	48,000,000	48,842,880	
国債証券	第９２回利付国債（２０年）	10,000,000	10,013,100	
国債証券	第９５回利付国債（２０年）	16,000,000	16,460,000	
国債証券	第９８回利付国債（２０年）	10,000,000	9,986,500	
国債証券	第９９回利付国債（２０年）	12,000,000	11,975,520	
国債証券	第９９回利付国債（２０年）	7,000,000	6,985,720	
国債証券	第１０２回利付国債（２０年）	44,000,000	46,020,040	
国債証券	第１０４回利付国債（２０年）	55,000,000	54,923,550	
地方債証券	第５９７回東京都公募公債	100,000,000	98,159,000	
地方債証券	第３０４回大阪府公募公債	100,000,000	102,869,000	
地方債証券	第１８－８回兵庫県公募公債	181,000,000	190,636,440	
特殊債券	第２２回韓国産業銀行	100,000,000	97,905,000	
特殊債券	第３３回中小企業金融公庫	100,000,000	100,480,000	
特殊債券	第２回日本鉄道建設公団	100,000,000	102,034,000	
特殊債券	第１０２回政府保証預金保険機構債券	100,000,000	100,807,000	
社債券	第１４回メルリンチサムライ債１．５８％	100,000,000	93,023,000	
社債券	第１９回ＧＥキャピタルコーポレーション	100,000,000	92,534,000	
社債券	第２５回富士通	100,000,000	101,558,000	
社債券	第３回株式会社三井住友銀行無担保社債	100,000,000	101,478,000	
社債券	第１０回株式会社日産フィナンシャルサービス	100,000,000	98,355,000	
社債券	第３６回日立キャピタル	100,000,000	100,740,000	
社債券	第１１１回オリックス株式会社無担保社債	100,000,000	87,915,000	
合計		3,980,000,000	4,045,861,510	

第２信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

「明治ドレスナー外国株式マザーファンド」の状況
 なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

明治ドレスナー外国株式マザーファンド

(1) 貸借対照表

区分	(平成19年11月29日現在)	(平成20年12月1日現在)
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	30,928,100	31,971,245
コール・ローン	114,241,364	68,493,997
株式	3,195,876,567	1,985,115,180
派生商品評価勘定	9,046	32,892
未収入金	4,519,544	8,725,333
未収配当金	2,454,125	2,192,173
未収利息	1,251	679
流動資産合計	3,348,029,997	2,096,531,499
資産合計	3,348,029,997	2,096,531,499
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	14,467	44,900
未払金	60,778,666	50,083,515
未払解約金	—	450,000
流動負債合計	60,793,133	50,578,415
負債合計	60,793,133	50,578,415
純資産の部		
元本等		
元本	2,475,306,827	3,295,556,401
元本合計	2,475,306,827	3,295,556,401
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	811,930,037	△ 1,249,603,317
剰余金合計	811,930,037	△ 1,249,603,317
元本等合計	3,287,236,864	2,045,953,084
純資産合計	3,287,236,864	2,045,953,084
負債・純資産合計	3,348,029,997	2,096,531,499

（注） 明治ドレスナー外国株式マザーファンドの計算期間は、毎年4月11日から翌年4月10日までであり、開示対象ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は平成19年11月29日・平成20年12月1日現在における明治ドレスナー外国株式マザーファンドの状況です。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成18年11月30日 至 平成19年11月29日)	(自 平成19年11月30日 至 平成20年12月1日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価 で評価しております。時価評価にあ たっては、証券取引所における最終相 場（最終相場のないものについては、 それに準ずる価額）、または証券会社 等から提示される気配相場に基づいて 評価しております。	同左
2. デリバティブ等の評 価基準及び評価方法	為替予約 個別法に基づき、原則として時価で評 価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国 における計算期間末日の対顧客先物売 買相場の仲値によって計算しておりま す。	同左
3. 収益及び費用の計上 基準	受取配当金 原則として株式の配当落ち日におい て、その金額が確定しているものにつ いては当該金額を計上し、未だ確定し ていない場合には入金日基準で計上し ております。	同左
4. その他財務諸表作成 のための基本となる 重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財 産の計算に関する規則」（平成12年総 理府令第133号）第60条に基づき、取引 発生時の外国通貨の額をもって記録す る方法を採用しております。但し、同61 条に基づき、外国通貨の売却時におい て、当該外国通貨に加えて、外貨建資産 等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘 定の前日の外貨建純資産額に対する当 該売却外国通貨の割合相当額を当該外 国通貨の売却時の外国為替相場等で円 換算し、前日の外貨基金勘定に対する 円換算した外貨基金勘定の割合相当の 邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換 算した外貨基金勘定を相殺した差額を 為替差損益とする計理処理を採用して おります。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	（平成19年11月29日現在）	（平成20年12月1日現在）
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	2,475,306,827口	3,295,556,401口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	—	元本の欠損 1,249,603,317円
3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1.3280円	0.6208円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

（平成19年11月29日現在）		
種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	3,195,876,567	124,504,511
合計	3,195,876,567	124,504,511

売買目的有価証券

（平成20年12月1日現在）		
種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	1,985,115,180	△792,422,712
合計	1,985,115,180	△792,422,712

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

(自 平成18年11月30日 至 平成19年11月29日)	(自 平成19年11月30日 至 平成20年12月1日)
1. 取引の内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、外国 為替予約取引であります。	同左
2. 取引に対する取組みと利用目的 為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を 行っております。	同左
3. 取引に係るリスクの内容 外国為替予約取引に係る主要なリスクは為替相場の変動による為替変動リスクであります。	同左
4. 取引に係るリスク管理体制 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、約款 に定めた運用の基本方針及び取引権限とリスク評価 額の上限を定めた社内ルールに基づき、運用担当者が 運用責任者の承認を得て運用指図を行い、管理責任者 が毎日リスク評価額の管理を行っております。	同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、当 該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを 示すものではありません。	同左

II取引の時価等に関する事項

区分	種類	(平成19年11月29日現在)			
		契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	60,750,712	—	60,745,291	△5,421
	米ドル	33,158,902	—	33,167,948	9,046
	オーストラリアドル	1,793,865	—	1,789,096	△4,769
	ポンド	6,460,915	—	6,459,191	△1,724
	スイスフラン	3,264,077	—	3,262,131	△1,946
	香港ドル	2,622,598	—	2,620,742	△1,856
	スウェーデンクローネ	1,513,932	—	1,511,589	△2,343
	ユーロ	11,936,423	—	11,934,594	△1,829
	合計	60,750,712	—	60,745,291	△5,421

区分	種類	(平成20年12月1日現在)			
		契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	8,749,867	—	8,724,417	25,450
	米ドル	8,749,867	—	8,724,417	25,450
	買建	50,114,076	—	50,076,618	△37,458
	米ドル	27,033,487	—	27,011,738	△21,749
	カナダドル	725,256	—	723,481	△1,775
	オーストラリアドル	1,022,537	—	1,022,751	214
	ポンド	5,127,899	—	5,129,478	1,579
	スイスフラン	4,351,912	—	4,349,811	△2,101
	香港ドル	843,647	—	843,304	△343
	スウェーデンクローネ	615,361	—	613,530	△1,831
	ユーロ	10,393,977	—	10,382,525	△11,452
	合計	58,863,943	—	58,801,035	△12,008

(注) 時価の算定方法

- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
 - ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- 換算において円未満の端数は切り捨てております。

（その他の注記）

元本の移動

区分	（平成19年11月29日現在）	（平成20年12月1日現在）
1. 期首元本額 （注1）	2,189,061,431円	2,686,402,176円
期中追加設 定元本額	462,777,130円	806,247,771円
期中一部解 約元本額	176,531,734円	197,093,546円
平成19年11 月29日・平 成20年12月 1日現在に おける元本 の内訳（注 2）	明治ドレスナー・ハー トフルライフ（プラン 70） 290,979円 明治ドレスナーDC ハートフルライフ（プ ラン70） 129,102,842円 明治ドレスナー・グ ローバルバランスオー プン 89,574,988円 明治ドレスナー外国株 式リサーチオープン 792,550,132円 明治ドレスナーDCグ ローバルバランスオー プン 107,600,769円 明治ドレスナーDC外 国株式リサーチオープ ン 1,018,273,913円 明治ドレスナー・ハー トフルライフ（プラン 30） 147,245円 明治ドレスナー・ハー トフルライフ（プラン 50） 287,360円 明治ドレスナーDC ハートフルライフ（プ ラン30） 31,727,389円 明治ドレスナーDC ハートフルライフ（プ ラン50） 114,780,959円 — — 明治ドレスナーVA ハートフルライフ30 （適格機関投資家私 募） 91,650,973円 明治ドレスナーVA ハートフルライフ50 （適格機関投資家私 募） 99,319,278円 合計 2,475,306,827円	明治ドレスナー・ハー トフルライフ（プラン 70） 431,547円 明治ドレスナーDC ハートフルライフ（プ ラン70） 196,065,165円 明治ドレスナー・グ ローバルバランスオー プン 117,393,256円 明治ドレスナー外国株 式リサーチオープン 781,918,897円 明治ドレスナーDCグ ローバルバランスオー プン 179,387,431円 明治ドレスナーDC外 国株式リサーチオープ ン 1,446,061,096円 明治ドレスナー・ハー トフルライフ（プラン 30） 212,298円 明治ドレスナー・ハー トフルライフ（プラン 50） 295,707円 明治ドレスナーDC ハートフルライフ（プ ラン30） 64,426,192円 明治ドレスナーDC ハートフルライフ（プ ラン50） 206,199,448円 明治ドレスナー資産形 成サポートファンド （隔月決算型） 394,689円 明治ドレスナー資産形 成サポートファンド （1年決算型） 1,183,881円 明治ドレスナーVA ハートフルライフ30 （適格機関投資家私 募） 158,048,003円 明治ドレスナーVA ハートフルライフ50 （適格機関投資家私 募） 143,538,791円 合計 3,295,556,401円

（注1）当該親投資信託受益証券の計算期間の期首における元本額

（注2）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル			米ドル	米ドル	
	AMAZON.COM	4,200	42.70	179,340.00	
	ABBOTT LABORATORIES	7,150	52.39	374,588.50	
	ADOBE SYS INC	5,200	23.16	120,432.00	
	ALLERGAN INC	2,700	37.68	101,736.00	
	APPLE INC	2,800	92.67	259,476.00	
	BAXTER INTERNATIONAL INC	3,200	52.90	169,280.00	
	BURLINGTON NORTHERN SANTA FE	2,400	76.61	183,864.00	
	CELGENE CORP	2,300	52.10	119,830.00	
	JPMORGAN CHASE & CO	7,600	31.66	240,616.00	
	CISCO SYSTEMS INC	10,700	16.54	176,978.00	
	XTO ENERGY INC	9,300	38.24	355,632.00	
	L-3 COMMUNICATIONS HOLDINGS	2,500	67.17	167,925.00	
	DANAHER CORP	4,000	55.64	222,560.00	
	COGNIZANT TECHNOLOGY SOLU	4,320	19.20	82,944.00	
	THE WALT DISNEY CO.	10,229	22.52	230,357.08	
	EMC CORP/MASS	13,800	10.57	145,866.00	
	BANK OF AMERICA CORP	9,400	16.25	152,750.00	
	EXXON MOBIL CORPORATION	8,000	80.15	641,200.00	
	FPL GROUP	7,400	48.76	360,824.00	
	FRANKLIN RESOURCES INC	2,800	60.75	170,100.00	
	FREEPORT-MCMORAN COPPER	3,600	23.99	86,364.00	
	GILEAD SCIENCES INC	6,800	44.79	304,572.00	
	GENERAL ELECTRIC CO.	9,080	17.17	155,903.60	
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	1,400	78.99	110,586.00	
	HEWLETT-PACKARD CO.	8,800	35.28	310,464.00	
	F5 NETWORKS INC	2,400	24.90	59,760.00	
	GENENTECH INC	1,900	76.60	145,540.00	
	INTEL CORP	12,900	13.80	178,020.00	
	KROGER	6,600	27.66	182,556.00	
	MEDTRONIC INC	5,100	30.52	155,652.00	
	CVS CAREMARK CORP	10,200	28.93	295,086.00	
	MERCK & CO.INC	5,600	26.72	149,632.00	
	MICROSOFT CORP	16,100	20.22	325,542.00	
	COACH INC	5,300	17.90	94,870.00	
	NORTHERN TRUST CORP	6,200	45.89	284,518.00	
	WELLS FARGO & COMPANY	6,600	28.89	190,674.00	
	MONSANTO CO	2,800	79.20	221,760.00	
	J.C.PENNEY CO INC	3,800	18.99	72,162.00	
	PFIZER INC	12,200	16.43	200,446.00	
	PROCTER&GAMBLE CO	6,400	64.35	411,840.00	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	US BANCORP	10,300	26.98	277,894.00	
	ROSS STORES INC	2,000	26.50	53,000.00	
	SANDISK CORP	5,100	8.00	40,800.00	
	SCHLUMBERGER LTD	4,300	50.74	218,182.00	
	PRUDENTIAL FINANCIAL INC	5,200	21.70	112,840.00	
	AT&T INC	19,600	28.56	559,776.00	
	STARBUCKS CORP	9,200	8.93	82,156.00	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	5,200	15.57	80,964.00	
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	4,900	35.68	174,832.00	
	MARATHON OIL	6,900	26.18	180,642.00	
	UNITED TECHNOLOGIES CORP	7,200	48.53	349,416.00	
	WAL-MART STORES INC	7,300	55.88	407,924.00	
	YAHOO! INC	7,650	11.51	88,051.50	
	GOOGLE INC [A]	940	292.96	275,382.40	
	TRANSOCEAN INC	2,600	66.88	173,888.00	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	8,900	42.16	375,224.00	
米ドル小計				米ドル	
		361,069		11,843,218.08	
				(1,128,777,115)	
カナダドル			カナダドル	カナダドル	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	8,200	52.00	426,400.00	
	POTASH CORP OF SASKATCHEWAN	1,200	80.20	96,240.00	
	SHOPPERS DRUG MART	8,000	44.44	355,520.00	
カナダドル小計				カナダドル	
		17,400		878,160.00	
				(67,310,964)	
オーストラリアドル			オーストラリアドル	オーストラリアドル	
	RIO TINTO LIMITED	5,904	46.60	275,126.40	
	BRAMBLES LTD	33,408	7.25	242,208.00	
オーストラリアドル小計				オーストラリアドル	
		39,312		517,334.40	
				(32,100,599)	
ポンド			ポンド	ポンド	
	BRIT.AMERICAN TOBACCO	4,183	16.98	71,027.34	
	STANDARD CHARTERED	10,380	8.44	87,555.30	
	BG GROUP PLC	35,584	9.20	327,372.80	
	AEGIS GROUP	98,872	0.63	62,289.36	
	INMARSAT PLC	37,385	4.34	162,344.36	
	VODAFONE GROUP PLC	132,675	1.27	168,762.60	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	RECKITT BENCKISER GROUP	10,491	27.61	289,656.51	
	STANDARD CHARTERED PLC-NPR	3,289	4.10	13,484.90	
ポンド小計				ポンド	
		332,859		1,182,493.17	
				(172,904,151)	
スイスフラン			スイスフラン	スイスフラン	
	NOVARTIS AG-REG SHS	5,115	56.50	288,997.50	
	ABB LTD	10,123	15.68	158,728.64	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	2,120	170.00	360,400.00	
	NESTLE SA-REGISTERED	7,400	43.94	325,156.00	
	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	1,780	35.66	63,474.80	
	LONZA GROUP AG-REG	2,366	99.95	236,481.70	
	NOBEL BIOCAP HOLDING AG	5,623	18.42	103,575.66	
	CIE FINANCIERE RICHEMON-BR A	6,817	21.08	143,702.36	
スイスフラン小計				スイスフラン	
		41,344		1,680,516.66	
				(132,223,050)	
香港ドル			香港ドル	香港ドル	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	17,400	61.00	1,061,400.00	
	HUTCHISON WHAMPOA	24,000	38.90	933,600.00	
	CNOOC LTD	249,300	6.25	1,558,125.00	
香港ドル小計				香港ドル	
		290,700		3,553,125.00	
				(43,703,437)	
スウェーデンクローネ			スウェーデンクローネ	スウェーデンクローネ	
	ERICSSON LM-B SHS	16,850	57.60	970,560.00	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	13,200	57.00	752,400.00	
スウェーデンクローネ 小計				スウェーデンクローネ	
		30,050		1,722,960.00	
				(20,227,550)	
ユーロ			ユーロ	ユーロ	
	SAP AG	6,687	26.78	179,044.42	
	E.ON AG	8,595	27.53	236,620.35	
	BAYER AG	6,820	40.84	278,528.80	
	STADA ARZNEIMITTEL AG	2,480	21.26	52,724.80	
	SIEMENS AG-REG	1,867	47.07	87,879.69	
	PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE(PFD)	2,107	50.62	106,656.34	
	UNICREDIT SPA	52,267	1.77	92,584.71	
	ENI SPA	17,846	17.73	316,441.16	
	GEOX SPA	15,708	4.44	69,721.52	
	BOUYGUES	4,824	32.22	155,429.28	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	PERNOD-RICARD	4,880	46.21	225,504.80	
	ACCOR SA	3,620	30.22	109,396.40	
	SOCIETE GENERALE	836	33.38	27,905.68	
	AXA	17,950	14.95	268,352.50	
	ARCELORMITTAL	3,700	18.74	69,338.00	
	BNP PARIBAS	1,600	43.33	69,320.00	
	VALLOUREC	1,479	83.46	123,429.94	
	SUEZ ENVIRONNEMENT SA	5,950	13.48	80,206.00	
	ASML HOLDING NV	2,844	11.95	33,985.80	
	TOMTOM	5,625	4.56	25,621.87	
	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	14,192	8.14	115,522.88	
	TELEFONICA S.A.	18,238	15.88	289,619.44	
	GAMESA CORP TECNOLOGICA SA	6,302	13.12	82,682.24	
	VIENNA INSURANCE GROUP	3,950	21.60	85,320.00	
	CRH PLC	2,014	17.04	34,318.56	
ユーロ小計				ユーロ	
		212,381		3,216,155.18	
				(387,868,314)	
合計				1,985,115,180	
				(1,985,115,180)	

（注１）各種通貨ごとの小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額です。

（注２）合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

（注３）外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	株式 5 6 銘柄	100.0%	—	56.9%
カナダドル	株式 3 銘柄	100.0%	—	3.4%
オーストラリアドル	株式 2 銘柄	100.0%	—	1.6%
ポンド	株式 8 銘柄	100.0%	—	8.7%
スイスフラン	株式 8 銘柄	100.0%	—	6.7%
香港ドル	株式 3 銘柄	100.0%	—	2.2%
スウェーデンクローネ	株式 2 銘柄	100.0%	—	1.0%
ユーロ	株式 2 5 銘柄	100.0%	—	19.5%

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

[次へ](#)

「明治ドレスナー外国債券マザーファンド」の状況
 なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

明治ドレスナー外国債券マザーファンド

(1) 貸借対照表

区分	(平成19年11月29日現在)	(平成20年12月1日現在)
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	820,409,071	192,977,369
コール・ローン	351,522,898	686,090,096
国債証券	144,045,711,220	107,036,483,570
派生商品評価勘定	20,264,264	1,098,420
未収入金	1,448,280,400	294,558,143
未収利息	2,009,816,449	1,418,648,907
前払費用	609,474,269	359,061,302
流動資産合計	149,305,478,571	109,988,917,807
資産合計	149,305,478,571	109,988,917,807
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	23,096,356	995,526
未払金	1,405,491,728	309,011,405
未払解約金	127,700,000	139,500,000
流動負債合計	1,556,288,084	449,506,931
負債合計	1,556,288,084	449,506,931
純資産の部		
元本等		
元本	86,254,903,961	76,451,007,567
元本合計	86,254,903,961	76,451,007,567
剰余金		
剰余金	61,494,286,526	33,088,403,309
剰余金合計	61,494,286,526	33,088,403,309
元本等合計	147,749,190,487	109,539,410,876
純資産合計	147,749,190,487	109,539,410,876
負債・純資産合計	149,305,478,571	109,988,917,807

(注) 明治ドレスナー外国債券マザーファンドの計算期間は、毎年4月11日から翌年4月10日までであり、開示対象ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は平成19年11月29日・平成20年12月1日現在における明治ドレスナー外国債券マザーファンドの状況です。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成18年11月30日 至 平成19年11月29日)	(自 平成19年11月30日 至 平成20年12月1日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	公社債 個別法に基づき、以下のとおり、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価で評価しております。原則として①証券会社の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）②価額情報会社（野村総合研究所）の提供する価額—などに基づいて時価評価しております。時価が入手不能の場合、又は入手した評価額が時価と認定できない事由を認めた場合は、忠実義務に基づき当社が合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。	同左
2. デリバティブ等の評価 基準及び評価方法	為替予約 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	同左
3. その他財務諸表作成 のための基本となる 重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	（平成19年11月29日現在）	（平成20年12月 1 日現在）
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	86,254,903,961口	76,451,007,567口
2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1.7129円	1.4328円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

（平成19年11月29日現在）		
種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	144,045,711,220	519,308,748
合計	144,045,711,220	519,308,748

売買目的有価証券

（平成20年12月 1 日現在）		
種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	107,036,483,570	3,459,149,783
合計	107,036,483,570	3,459,149,783

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

(自 平成18年11月30日 至 平成19年11月29日)	(自 平成19年11月30日 至 平成20年12月1日)
1. 取引の内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、外国為替予約取引であります。	同左
2. 取引に対する取組みと利用目的 為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行っております。	同左
3. 取引に係るリスクの内容 外国為替予約取引に係る主要なリスクは為替相場の変動による為替変動リスクであります。	同左
4. 取引に係るリスク管理体制 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、約款に定めた運用の基本方針及び取引権限とリスク評価額の上限を定めた社内ルールに基づき、運用担当者が運用責任者の承認を得て運用指図を行い、管理責任者が毎日リスク評価額の管理を行っております。	同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II 取引の時価等に関する事項

区分	種類	(平成19年11月29日現在)			
		契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	1,447,862,633	—	1,470,958,989	△23,096,356
	米ドル	1,447,862,633	—	1,470,958,989	△23,096,356
	買建	1,451,115,160	—	1,471,379,424	20,264,264
	ユーロ	1,451,115,160	—	1,471,379,424	20,264,264
合計		2,898,977,793	—	2,942,338,413	△2,832,092

区分	種類	(平成20年12月1日現在)			
		契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	306,800,794	—	307,796,320	△995,526
	ユーロ	306,800,794	—	307,796,320	△995,526
	買建	307,726,515	—	308,824,935	1,098,420
	ポンド	307,726,515	—	308,824,935	1,098,420
合計		614,527,309	—	616,621,255	102,894

(注) 時価の算定方法

- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
 - ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表

されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
3. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

（その他の注記）

元本の移動

区分	（平成19年11月29日現在）	（平成20年12月1日現在）
1. 期首元本額 （注1）	91,066,214,347円	82,610,300,410円
期中追加設 定元本額	1,533,641,767円	2,094,121,667円
期中一部解 約元本額	6,344,952,153円	8,253,414,510円
平成19年11 月29日・平 成20年12月 1日現在に おける元本 の内訳（注 2）	明治ドレスナー・ハー トフルライフ（プラン 70） 90,061円 明治ドレスナーDC ハートフルライフ（プ ラン70） 38,739,584円 明治ドレスナー・グ ローバルバランスオー プン 44,312,642円 明治ドレスナーDCグ ローバルバランスオー プン 52,012,097円 明治ドレスナー・ハー トフルライフ（プラン 30） 115,955円 明治ドレスナー・ハー トフルライフ（プラン 50） 113,057円 明治ドレスナー外国債 券オープン 2,613,397,907円 明治ドレスナーDC ハートフルライフ（プ ラン30） 23,806,022円 明治ドレスナーDC ハートフルライフ（プ ラン50） 43,056,750円 明治ドレスナーDC外 国債券オープン 1,442,085,371円 明治ドレスナー外国債 券オープン（毎月分配 型） 72,988,749,351円 グローバル・インカム ・プラス（毎月分配 型） 8,523,585,748円 — —	明治ドレスナー・ハー トフルライフ（プラン 70） 71,964円 明治ドレスナーDC ハートフルライフ（プ ラン70） 33,154,168円 明治ドレスナー・グ ローバルバランスオー プン 40,910,187円 明治ドレスナーDCグ ローバルバランスオー プン 62,018,307円 明治ドレスナー・ハー トフルライフ（プラン 30） 88,838円 明治ドレスナー・ハー トフルライフ（プラン 50） 61,903円 明治ドレスナー外国債 券オープン 2,577,437,183円 明治ドレスナーDC ハートフルライフ（プ ラン30） 27,187,792円 明治ドレスナーDC ハートフルライフ（プ ラン50） 43,551,398円 明治ドレスナーDC外 国債券オープン 1,709,802,592円 明治ドレスナー外国債 券オープン（毎月分配 型） 65,180,564,192円 グローバル・インカム ・プラス（毎月分配 型） 6,333,937,144円 明治ドレスナー資産形 成サポートファンド （隔月決算型） 164,647円 明治ドレスナー資産形 成サポートファンド （1年決算型） 493,940円

区分	（平成19年11月29日現在）	（平成20年12月1日現在）
	明治ドレスナーV A ハートフルライフ30 （適格機関投資家私 募） 71,303,750円 明治ドレスナーV A ハートフルライフ50 （適格機関投資家私 募） 39,085,262円 明治ドレスナーV A外 国債券オープン（適格 機関投資家私募） 374,450,404円 合計 86,254,903,961円	明治ドレスナーV A ハートフルライフ30 （適格機関投資家私 募） 66,721,809円 明治ドレスナーV A ハートフルライフ50 （適格機関投資家私 募） 30,119,693円 明治ドレスナーV A外 国債券オープン（適格 機関投資家私募） 344,721,810円 合計 76,451,007,567円

（注1）当該親投資信託受益証券の計算期間の期首における元本額

（注2）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル		米ドル	米ドル	
		US T-NOTE 5.75%10/08/15	4,810,000	5,217,346.87	
		US T-NOTE 5.75%10/08/15	47,030,000	51,012,853.12	
		US T-NOTE 4.875%12/02/15	54,900,000	61,376,484.37	
		US T-NOTE 4.25%13/08/15	46,850,000	52,274,351.56	
		US T-BOND 11.25%15/02/15	1,000,000	1,487,343.75	
		US T-NOTE 4.125%15/05/15	20,440,000	22,733,112.50	
		US T-NOTE 4.5%15/11/15	1,210,000	1,384,504.68	
		US T-BOND 4.625%17/02/15	11,700,000	13,266,703.12	
		US T-NOTE 4.5%17/05/15	4,160,000	4,675,450.00	
		US T-NOTE 4.75%17/08/15	12,250,000	13,978,398.43	
		US T-BOND 3.875% 18/05/15	2,180,000	2,359,850.00	
		US T-NOTE 4%18/08/15	38,960,000	42,588,150.00	
		US T-BOND 8.125%19/08/15	7,000,000	9,841,562.50	
		US T-BOND 8.125%19/08/15	5,370,000	7,549,884.37	
		US T-BOND 8.75%20/08/15	2,900,000	4,292,453.12	
		US T-BOND 8%21/11/15	10,290,000	14,740,425.00	
		US T-BOND 6.25%23/08/15	15,370,000	19,654,387.50	
		US T-BOND 6%26/02/15	2,400,000	3,102,000.00	
		US T-BOND 6.625%27/02/15	3,600,000	4,995,000.00	
		US T-BOND 5.25%28/11/15	3,900,000	4,734,843.75	
		US T-BOND 5.25%29/02/15	1,000,000	1,215,625.00	
		US T-BOND 6.25%30/05/15	7,700,000	10,586,296.87	
		US T-BOND 5.375%31/02/15	3,170,000	3,968,443.75	
		US T-BOND 4.5%36/02/15	5,100,000	5,963,812.50	
	米ドル 小計		米ドル	米ドル	
			313,290,000	362,999,282.76	
			(29,859,669,900)	(34,597,461,639)	
	カナダドル		カナダドル	カナダドル	
		CAN GOVT 4% 10/09/01	2,580,000	2,681,290.80	
		CAN GOVT 4.5%15/06/01	17,940,000	19,699,375.80	
		CAN GOVT 5.75%29/06/01	7,470,000	9,221,490.90	
	カナダドル 小計		カナダドル	カナダドル	
			27,990,000	31,602,157.50	
			(2,145,433,500)	(2,422,305,372)	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
	オーストラリアドル		オーストラリアドル	オーストラリアドル	
		AUST GOVT 7.5%09/09/15	530,000	548,730.20	
		AUST GOVT 6.5%13/05/15	4,500,000	4,976,955.00	
		AUST GOVT 6.25%15/04/15	684,000	762,858.36	
		AUST GOVT 6%17/02/15	1,500,000	1,658,265.00	
	オーストラリアドル 小計		オーストラリアドル	オーストラリアドル	
			7,214,000	7,946,808.56	
			(447,628,700)	(493,099,471)	
	ポンド		ポンド	ポンド	
		UK GILT 5%12/03/07	1,660,000	1,760,662.40	
		UK GILT 5%12/03/07	4,310,000	4,571,358.40	
		UK GILT 5%12/03/07	7,530,000	7,986,619.20	
		UK GILT 5%14/09/07	3,150,000	3,420,900.00	
		UK GILT 4.75%15/09/07	1,740,000	1,859,190.00	
		UK GILT 8%15/12/07	2,190,000	2,757,910.80	
		UK GILT 4%16/09/07	600,000	614,568.00	
		UK GILT 5%18/03/07	7,510,000	8,224,876.90	
		UK GILT 8%21/06/07	7,700,000	10,656,800.00	
		UK GILT 5%25/03/07	1,800,000	1,918,368.00	
		UK GILT 6%28/12/07	5,300,000	6,368,162.00	
		UK GILT 4.25%32/06/07	1,800,000	1,757,160.00	
		UK GILT 4.25%36/03/07	4,000,000	3,993,800.00	
		UK GILT 4.75%38/12/07	5,900,000	6,562,452.00	
		UK GILT 4.75%38/12/07	1,210,000	1,345,858.80	
		UK GILT 4.75%38/12/07	1,900,000	2,113,332.00	
	ポンド 小計		ポンド	ポンド	
			58,300,000	65,912,018.50	
			(8,524,626,000)	(9,637,655,345)	
	スイスフラン		スイスフラン	スイスフラン	
		SWISS GOVT 2.5% 16/03/12	11,380,000	11,789,680.00	
	スイスフラン 小計		スイスフラン	スイスフラン	
			11,380,000	11,789,680.00	
			(895,378,400)	(927,612,022)	
	シンガポールドル		シンガポールドル	シンガポールドル	
		SINGAPORE 3.625%14/07/01	7,820,000	8,581,511.60	
	シンガポールドル 小計		シンガポールドル	シンガポールドル	
			7,820,000	8,581,511.60	
			(491,408,800)	(539,262,188)	
	スウェーデンクローネ		スウェーデンクローネ	スウェーデンクローネ	
		SWED GOVT 5.5%12/10/08	5,800,000	6,435,622.00	
		SWED GOVT 6.75%14/05/05	11,200,000	13,493,760.00	
		SWED GOVT 6.75%14/05/05	31,140,000	37,517,472.00	
		SWED GOVT 5%20/12/01	11,900,000	14,235,018.00	
	スウェーデンクローネ 小計		スウェーデンクローネ	スウェーデンクローネ	
			60,040,000	71,681,872.00	
			(704,869,600)	(841,545,177)	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
	ノルウェークローネ		ノルウェークローネ	ノルウェークローネ	
		NOK GOVT 6.5%13/05/15	12,300,000	13,849,800.00	
		NOK GOVT 6.5%13/05/15	9,000,000	10,134,000.00	
	ノルウェークローネ 小計		ノルウェークローネ	ノルウェークローネ	
			21,300,000	23,983,800.00	
			(290,958,000)	(327,618,708)	
	デンマーククローネ		デンマーククローネ	デンマーククローネ	
		DEN GOVT 6%09/11/15	14,790,000	15,085,800.00	
		DEN GOVT 6%11/11/15	16,300,000	17,533,910.00	
		DEN GOVT 5%13/11/15	11,000,000	11,616,000.00	
		DEN GOVT 7%24/11/10	7,800,000	10,155,600.00	
	デンマーククローネ 小計		デンマーククローネ	デンマーククローネ	
			49,890,000	54,391,310.00	
			(807,719,100)	(880,595,308)	
	ポーランドズロチ		ポーランドズロチ	ポーランドズロチ	
		POLAND GOVT5%13/10/24	31,940,000	30,630,460.00	
	ポーランドズロチ 小計		ポーランドズロチ	ポーランドズロチ	
			31,940,000	30,630,460.00	
			(1,018,566,600)	(976,805,369)	
	ユーロ		ユーロ	ユーロ	
		GER BUNDS 5%11/07/04	410,000	437,798.00	
		GER BUNDS 5%12/01/04	9,770,000	10,512,520.00	
		GER BUNDS 5%12/07/04	6,500,000	7,043,075.00	
		GER BUNDS 4.5%13/01/04	10,050,000	10,762,545.00	
		GER BUNDS 3.5%16/01/04	1,550,000	1,597,275.00	
		GER BUNDS 4%16/07/04	24,480,000	25,870,464.00	
		GER BUNDS 4.25%17/07/04	31,690,000	34,050,905.00	
		GER BUNDS 4.25%18/07/04	30,780,000	33,242,400.00	
		GER BUNDS 5.625%28/01/04	2,850,000	3,484,410.00	
		GER BUNDS 4.75%28/07/04	600,000	666,840.00	
		GER BUNDS 5.5%31/01/04	5,100,000	6,228,630.00	
		GER BUNDS 4.75%34/07/04	1,000,000	1,147,000.00	
		GER BUNDS 4%37/01/04	7,110,000	7,455,546.00	
		GER BUNDS 4.25%39/07/04	4,300,000	4,702,910.00	
		IT BTPS 5%12/02/01	18,980,000	19,716,424.00	
		IT BTPS 4.75%13/02/01	19,790,000	20,452,965.00	
		IT BTPS 4.25%13/08/01	300,000	306,060.00	
		IT BTPS 4.25%14/08/01	6,740,000	6,846,492.00	
		IT BTPS 4.25%15/02/01	19,000,000	19,321,100.00	
		IT BTPS 5.25%17/08/01	18,150,000	19,456,800.00	
		IT BTPS 4.5%20/02/01	4,300,000	4,314,620.00	
		IT BTPS 7.25%26/11/01	5,320,000	6,728,736.00	
		IT BTPS 6.5%27/11/01	5,470,000	6,432,720.00	
		IT BTPS 6%31/05/01	6,100,000	6,789,300.00	
		IT BTPS 5%34/08/01	7,580,000	7,523,150.00	
		IT BTPS 5% 39/08/01	3,170,000	3,149,395.00	
		FRA GOVT 5.5%10/10/25	200,000	210,660.00	
		FRA GOVT 6.5%11/04/25	8,150,000	8,885,130.00	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		FRA GOVT 5%11/10/25	4,550,000	4,836,195.00	
		FRA GOVT 8.5%12/12/26	2,750,000	3,324,750.00	
		FRA GOVT 4%13/10/25	11,000,000	11,457,600.00	
		FRA GOVT 4%14/04/25	550,000	572,660.00	
		FRA GOVT 3.25%16/04/25	2,000,000	1,979,400.00	
		FRA GOVT 5%16/10/25	11,000,000	12,141,800.00	
		FRA GOVT 3.75%17/04/25	32,410,000	32,905,873.00	
		FRA GOVT 8.5%19/10/25	7,600,000	10,760,080.00	
		FRA GOVT 8.5%23/04/25	4,700,000	7,045,300.00	
		FRA GOVT 6%25/10/25	2,500,000	3,101,250.00	
		FRA GOVT 5.5%29/04/25	3,800,000	4,541,380.00	
		FRA GOVT 5.75%32/10/25	7,300,000	9,126,460.00	
		FRA GOVT 4.75%35/04/25	4,900,000	5,527,396.00	
		SPA GOVT 8.7%12/02/28	700,000	817,670.00	
		SPA GOVT 6.15%13/01/31	5,400,000	5,954,040.00	
		SPA GOVT 4.2%13/07/30	5,150,000	5,316,345.00	
		SPA GOVT 4.75%14/07/30	15,800,000	16,785,920.00	
		SPA GOVT 5.5%17/07/30	6,700,000	7,532,140.00	
		BELGIUM 5%11/09/28	2,500,000	2,617,250.00	
		BELGIUM 8%15/03/28	10,550,000	13,090,440.00	
		BELGIUM 5.5%28/03/28	2,800,000	3,248,000.00	
		BELGIUM 5%35/03/28	5,000,000	5,595,000.00	
		HELLENIC REP6.5%14/01/11	12,500,000	13,695,000.00	
	ユーロ 小計		ユーロ	ユーロ	
			421,600,000	459,307,819.00	
			(50,844,960,000)	(55,392,522,971)	
国債証券 合計			96,031,218,600	107,036,483,570	
			(96,031,218,600)	(107,036,483,570)	
合計			96,031,218,600	107,036,483,570	
			(96,031,218,600)	(107,036,483,570)	

（注１）各種通貨ごとの小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額です。

（注２）合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

（注３）外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 2 2 銘柄	—	100.0%	32.3%
カナダドル	国債証券 3 銘柄	—	100.0%	2.3%
オーストラリアドル	国債証券 4 銘柄	—	100.0%	0.5%
ポンド	国債証券 1 2 銘柄	—	100.0%	9.0%
スイスフラン	国債証券 1 銘柄	—	100.0%	0.9%
シンガポールドル	国債証券 1 銘柄	—	100.0%	0.5%
スウェーデンクローネ	国債証券 3 銘柄	—	100.0%	0.8%
ノルウェークローネ	国債証券 1 銘柄	—	100.0%	0.3%
デンマーククローネ	国債証券 4 銘柄	—	100.0%	0.8%
ポーランドズロチ	国債証券 1 銘柄	—	100.0%	0.9%
ユーロ	国債証券 5 1 銘柄	—	100.0%	51.7%

第２信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成21年1月13日現在)

I	資産総額	591,633,972 円
II	負債総額	846,050 円
III	純資産総額（I－II）	590,787,922 円
IV	発行済数量	719,589,352 口
V	1口当たり純資産額（III／IV）	0.8210 円

(参考) マザーファンドの現況

明治ドレスナー日本株式マザーファンド
純資産額計算書

(平成21年1月13日現在)

I	資産総額	3,084,890,591 円
II	負債総額	60,213,991 円
III	純資産総額（I－II）	3,024,676,600 円
IV	発行済数量	6,380,283,731 口
V	1口当たり純資産額（III／IV）	0.4741 円

明治ドレスナー中小型株式マザーファンド
純資産額計算書

(平成21年1月13日現在)

I	資産総額	303,332,940 円
II	負債総額	24,273,458 円
III	純資産総額（I－II）	279,059,482 円
IV	発行済数量	489,636,388 口
V	1口当たり純資産額（III／IV）	0.5699 円

明治ドレスナー日本債券マザーファンド
純資産額計算書

(平成21年1月13日現在)

I	資産総額	4,302,293,019 円
II	負債総額	18,305,640 円
III	純資産総額（I－II）	4,283,987,379 円
IV	発行済数量	3,848,321,873 口
V	1口当たり純資産額（III／IV）	1.1132 円

明治ドレスナー外国株式マザーファンド
純資産額計算書

（平成21年1月13日現在）

I	資産総額	1,991,861,233 円
II	負債総額	7,981,649 円
III	純資産総額（I－II）	1,983,879,584 円
IV	発行済数量	3,379,392,648 口
V	1口当たり純資産額（III／IV）	0.5871 円

明治ドレスナー外国債券マザーファンド
純資産額計算書

（平成21年1月13日現在）

I	資産総額	107,774,697,873 円
II	負債総額	1,596,863,363 円
III	純資産総額（I－II）	106,177,834,510 円
IV	発行済数量	75,250,015,057 口
V	1口当たり純資産額（III／IV）	1.4110 円

第5【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期計算期間（平成13年11月30日から平成14年11月29日まで）	46,011,398	1,070,862
第2期計算期間（平成14年11月30日から平成15年12月1日まで）	48,430,742	2,526,355
第3期計算期間（平成15年12月2日から平成16年11月29日まで）	126,284,944	16,684,317
第4期計算期間（平成16年11月30日から平成17年11月29日まで）	140,606,713	30,130,641
第5期計算期間（平成17年11月30日から平成18年11月29日まで）	204,436,320	46,573,897
第6期計算期間（平成18年11月30日から平成19年11月29日まで）	197,001,011	121,399,440
第7期計算期間（平成19年11月30日から平成20年12月1日まで）	254,191,267	96,614,750

※設定数量には当初申込期間中の販売口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

本書提出日現在の資本金の額：	10億円
会社が発行する株式総数：	33,220株
発行済株式総数：	12,601株

＜過去5年における資本金の額の推移＞

該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

①会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

②投資運用の意思決定機構

- 1.投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析・検討を行います。
- 2.ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討結果をもとに運用計画を策定し、これに基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
- 3.ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したリスク管理部門が行います。
- 4.投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年1月13日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種 類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	46 本	257,540 百万円
合 計	46 本	257,540 百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、第21期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、財務諸表等規則及び「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づいて作成し、第22期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、第21期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第22期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条・第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

委託会社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第21期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人の監査を受けております。

また、委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表について、あずさ監査法人の中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

区 分	注記 番号	第21期 (平成19年3月31日現在)			第22期 (平成20年3月31日現在)		
		金 額		構成比	金 額		構成比
(資 産 の 部)		千円	千円	%	千円	千円	%
I 流動資産							
1. 現金			156			-	
2. 預金			5,122,536			-	
3. 現金・預金			-			5,506,938	
4. 前払費用			88,500			65,550	
5. 未収入金			100			713	
6. 未収委託者報酬			274,878			282,746	
7. 未収投資顧問料	※1		762,188			-	
8. 未収運用受託報酬	※1		-			666,711	
9. 未収投資助言報酬	※1		-			155,620	
10. 繰延税金資産			64,608			102,141	
11. その他			14,527			5,127	
流 動 資 産 計			6,327,496	93.1		6,785,549	92.6
II 固定資産							
1. 有形固定資産			166,369	2.5		222,843	3.1
(1) 建物	※2	91,111			85,293		
(2) 器具備品	※2	75,257			137,550		
2. 無形固定資産			30,063	0.4		23,267	0.3
(1) ソフトウェア		22,256			15,660		
(2) 電話加入権		6,662			6,662		
(3) その他		1,145			945		
3. 投資その他の資産			272,257	4.0		291,828	4.0
(1) 投資有価証券		2,000			-		
(2) 長期差入保証金	※1・3	230,840			229,426		
(3) 長期前払費用		635			545		
(4) 繰延税金資産		33,348			55,523		
(5) 施設利用権		52,933			52,933		
(6) 貸倒引当金		△47,500			△46,600		
固 定 資 産 計			468,689	6.9		537,940	7.4
資産合計			6,796,186	100.0		7,323,490	100.0

区 分	注記 番号	第21期 (平成19年3月31日現在)			第22期 (平成20年3月31日現在)		
		金 額		構成比	金 額		構成比
(負 債 の 部)		千円	千円	%	千円	千円	%
I 流動負債							
1. 預り金			11,272			6,941	
2. 未払金			313,768			388,509	
(1) 未払収益分配金		112			12		
(2) 未払償還金		43,101			26,358		
(3) 未払手数料		156,792			162,523		
(4) その他未払金		113,761			199,614		
3. 未払費用			50,773			52,348	
4. 未払法人税等			161,744			255,570	
5. 未払消費税等			23,570			33,356	
6. 賞与引当金			81,871			133,063	
流 動 負 債 計			643,001	9.5		869,790	11.9
II 固定負債							
1. 退職給付引当金			82,057			96,563	
固 定 負 債 計			82,057	1.2		96,563	1.3
負債合計			725,058	10.7		966,354	13.2
(純 資 産 の 部)							
I 株主資本							
1. 資本金			1,000,000			1,000,000	
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		660,443			660,443		
資 本 剰 余 金 計			660,443			660,443	
3. 利益剰余金							
(1) 利益準備金		83,040			83,040		
(2) その他利益剰余金							
特別償却準備金		295			-		
別途積立金		3,092,001			3,092,001		
繰越利益剰余金		1,235,346			1,521,650		
利 益 剰 余 金 計			4,410,683			4,696,692	
株 主 資 本 計			6,071,127	89.3		6,357,135	86.8
純資産合計			6,071,127	89.3		6,357,135	86.8
負債・純資産合計			6,796,186	100.0		7,323,490	100.0

(2) 【損益計算書】

区 分	注記 番号	第21期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
		金 額		百分比	金 額		百分比
I 営業収益		千円	千円	%	千円	千円	%
1. 委託者報酬			2,340,640			3,260,361	
2. 投資顧問料			2,316,305			-	
3. 運用受託報酬			-			2,146,244	
4. 投資助言報酬			-			296,031	
営業収益計			4,656,945	100.0		5,702,637	100.0
II 営業費用							
1. 支払手数料			1,351,789			1,905,786	
2. 広告宣伝費			39,236			42,531	
3. 公告費			4,421			1,528	
4. 受益証券発行費			4,540			-	
5. 調査費			468,759			619,244	
(1) 調査費		416,185			368,810		
(2) 委託調査費		52,574			250,433		
6. 委託計算費			175,641			187,638	
7. 営業雑経費			135,000			133,623	
(1) 通信費		24,096			19,826		
(2) 印刷費		100,099			103,828		
(3) 協会費		8,504			5,971		
(4) 諸会費		2,193			2,724		
(5) 営業雑費		107			1,271		
営業費用計			2,179,389	46.8		2,890,352	50.7
III 一般管理費							
1. 給料			1,107,264			1,049,089	
(1) 役員報酬	※1	44,542			44,133		
(2) 給与・手当		814,884			751,153		
(3) 賞与		247,837			253,802		
2. その他報酬			30,733			23,940	
3. 賞与引当金繰入			81,871			133,063	
4. 退職金			25,000			-	
5. 福利厚生費			170,801			172,244	
6. 交際費			6,649			5,285	
7. 旅費交通費			36,864			31,720	
8. 租税公課			19,039			19,409	
9. 不動産賃借料			239,389			258,190	
10. 退職給付費用			24,549			50,414	
11. 貸倒引当金繰入			500			-	
12. 固定資産減価償却費			38,148			45,412	
13. 諸経費			142,269			164,042	
一般管理費計			1,923,081	41.3		1,952,814	34.2
営業利益			554,474	11.9		859,470	15.1

区 分	注記 番号	第21期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
		金 額		百分比	金 額		百分比
IV 営業外収益		千円	千円	%	千円	千円	%
1. 受取利息			6			8,575	
2. 償還金等時効完成分			18,401			16,743	
3. 保険契約返戻金・配当金			3,400			2,130	
4. 雑益			950			1,456	
営業外収益計	※2		22,758	0.5		28,906	0.5
V 営業外費用							
1. 為替差損			5			2	
2. 償還金等時効完成分支払額			29			40	
3. 投資信託券面処分損			8,828			-	
4. 雑損			311			-	
営業外費用計			9,174	0.2		42	0.0
経常利益			568,058	12.2		888,333	15.6
VI 特別利益							
特別利益計			-			-	
VII 特別損失							
1. 有価証券評価損			-			819	
2. 固定資産除却損	※3		156			1,653	
3. 和解金	※4		-			83,525	
特別損失計			156	0.0		85,998	1.5
税引前当期純利益			567,901	12.2		802,335	14.1
法人税、住民税及び事業税		252,567			376,035		
法人税等調整額		△13,864	238,702	5.1	△59,708	316,326	5.5
当期純利益			329,199	7.1		486,008	8.5

(3) 【株主資本等変動計算書】

第21期（自 平成18年4月1日至 平成19年3月31日）（単位：千円）

	株主資本	
	資本金	資本剰余金
		資本準備金
平成18年3月31日残高	1,000,000	660,443
事業年度中の変動額		
利益処分による剰余金の配当	—	—
利益処分による特別償却準備金の取崩	—	—
当事業年度中に係る特別償却準備金の取崩	—	—
当期純利益	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—
平成19年3月31日残高	1,000,000	660,443

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金			
		特別償却 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
平成18年3月31日残高	83,040	887	3,092,001	1,040,555	5,876,928
事業年度中の変動額					
利益処分による剰余金の配当	—	—	—	△135,000	△135,000
利益処分による特別償却準備金の 取崩	—	△295	—	295	—
当事業年度中に係る特別償却準備 金の取崩	—	△295	—	295	—
当期純利益	—	—	—	329,199	329,199
事業年度中の変動額合計	—	△591	—	194,791	194,199
平成19年3月31日残高	83,040	295	3,092,001	1,235,346	6,071,127

第22期（自 平成19年4月1日至 平成20年3月31日）（単位：千円）

	株主資本	
	資本金	資本剰余金
		資本準備金
平成19年3月31日残高	1,000,000	660,443
事業年度中の変動額		
剰余金の配当	—	—
特別償却準備金の取崩	—	—
当期純利益	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—
平成20年3月31日残高	1,000,000	660,443

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金			
		特別償却 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
平成19年3月31日残高	83,040	295	3,092,001	1,235,346	6,071,127
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	—	△200,000	△200,000
特別償却準備金の取崩	—	△295	—	295	—
当期純利益	—	—	—	486,008	486,008
事業年度中の変動額合計	—	△295	—	286,304	286,008
平成20年3月31日残高	83,040	—	3,092,001	1,521,650	6,357,135

重要な会計方針

第21期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券はすべて「その他有価証券」として扱い、評価方法は次のとおりであります。 (1)時価のあるもの 決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。） (2)時価のないもの 総平均法による原価法 2. 固定資産の減価償却方法 (1)有形固定資産 定額法 (2)無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 3. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。	1. 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券はすべて「その他有価証券」として扱い、評価方法は次のとおりであります。 (1)時価のあるもの 同 左 (2)時価のないもの 同 左 2. 固定資産の減価償却方法 (1)有形固定資産 ①平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定額法 ②平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3～18年 器具備品 3～20年 （会計方針の変更） 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。 （追加情報） なお、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。 (2)無形固定資産 同 左 3. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同 左 (2) 賞与引当金 同 左 (3) 退職給付引当金 同 左

第21期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
4. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 5. その他財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。	4. リース取引の処理方法 同 左 5. その他財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理方法 同 左

会計方針の変更

第21期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は6,071,127千円であります。 財務諸表等規則の改正による貸借対照表の表示に関する変更は以下のとおりであります。 前事業年度における「資本の部」は、当事業年度から「純資産の部」として表示しております。 前事業年度において独立して掲記しておりました「資本金」、「資本剰余金」及び「利益剰余金」は当事業年度においては「株主資本」の内訳科目として表示しております。 前事業年度において「利益剰余金」の内訳科目として表示しておりました「任意積立金」及び「当期末処分利益」は当事業年度においては「その他利益剰余金」の内訳科目として「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。	

表示方法の変更

第21期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	1. (貸借対照表) 前事業年度において区分して表示しておりました「現金」及び「預金」は、金融商品取引業等に関する内閣府令の施行に伴い、当事業年度においては「現金・預金」として一括表示しております。 2. 金融商品取引法の施行に伴う投資運用業等統一経理基準一部改正（平成19年12月19日）により、以下の表示方法の変更を行っております。 (貸借対照表) 前事業年度において投資一任契約の未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は「未収投資顧問料」として表示しておりましたが、当事業年度においては「未収運用受託報酬」及び「未収投資助言報酬」に区分掲記しております。 なお、前事業年度の「未収運用受託報酬」は608,226千円、「未収投資助言報酬」は153,962千円であります。 (損益計算書) 前事業年度において投資一任契約の運用受託報酬及び投資助言報酬は「投資顧問料」として表示しておりましたが、当事業年度においては「運用受託報酬」及び「投資助言報酬」に区分掲記しております。 なお、前事業年度の「運用受託報酬」は2,021,937千円、「投資助言報酬」は294,367千円であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

第21期 (平成19年3月31日現在)	第22期 (平成20年3月31日現在)
※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未収投資顧問料 213,926千円 差入保証金 204,060千円 ※2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 建物 52,963千円 器具備品 259,027千円 ※3 担保提供資産 「有価証券に係る投資顧問業の規則等に関する法律」(昭和61年法律第74号)の規定に基づく営業保証金として、25,000千円を供託しております。	※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未収運用受託報酬 59,608千円 未収投資助言報酬 155,620千円 長期差入保証金 204,060千円 ※2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 建物 60,908千円 器具備品 230,076千円 _____

(損益計算書関係)

第21期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
※1 役員報酬の限度額は次のとおりであります。 取締役 月額 20,000千円以内 監査役 月額 2,000千円以内 ※2 全て関係会社に対する金額であります。 ※3 固定資産除却損は器具備品156千円であります。	_____ ※2 同 左 ※3 固定資産除却損は器具備品1,653千円であります。 ※4 和解金は、元従業員との雇用契約上発生したものであります。

（株主資本等変動計算書関係）

第21期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	12,601株	—	—	12,601株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成18年6月28日定時株主総会	普通株式	135,000,056円	10,713円44銭	平成18年3月31日	平成18年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月26日定時株主総会	普通株式	200,000,047円	利益剰余金	15,871円76銭	平成19年3月31日	平成19年6月26日

第22期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	12,601株	—	—	12,601株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月26日定時株主総会	普通株式	200,000,047円	15,871円76銭	平成19年3月31日	平成19年6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月25日定時株主総会	普通株式	150,000,035円	利益剰余金	11,903円82銭	平成20年3月31日	平成20年6月25日

（リース取引関係）

第21期 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）	第22期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
内容の重要性が乏しく、契約1件あたりの金額が少額なリース取引のため、財務諸表等規則第8条の6第6項の規定により注記を省略しております。	同 左

（有価証券関係）

第21期（平成19年3月31日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの
該当事項はありません。

2. 時価評価のされていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

内容	貸借対照表計上額	摘要
その他有価証券 非上場株式(店頭売買株式を除く)	千円 2,000	—

3. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

該当事項はありません。

第22期（平成20年3月31日現在）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第21期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

第22期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として適格退職年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

	第21期 (平成19年3月31日)	第22期 (平成20年3月31日)
(1)退職給付債務(期末現在の責任準備金) (千円)	△293,228	△256,212
(2)年金資産 (千円)	211,171	159,648
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2) (千円)	△82,057	△96,563
(4)退職給付引当金 (3) (千円)	△82,057	△96,563

3. 退職給付費用の内訳

	第21期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
退職給付費用	24,549	50,414
(1)勤務費用 (千円)	24,549	50,414

（ストック・オプション等関係）

第21期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

該当事項はありません。

第22期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

第21期 (平成19年3月31日現在)	第22期 (平成20年3月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳 繰延税金資産 千円 未払事業税 13,391 未払費用否認 6,386 賞与引当金繰入額否認 34,178 ゴルフ会員権評価損否認 18,052 貸倒引当金繰入限度超過額 19,327 未払福利厚生費否認 8,872 退職給付引当金繰入限度超過額 33,389 その他 1,941 繰延税金資産小計 135,540 評価性引当額 △37,380 繰延税金資産合計 98,159 繰延税金負債 特別償却準備金 △202 繰延税金負債合計 △202 繰延税金資産の純額 97,956	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳 繰延税金資産 千円 未払事業税 20,393 未払費用否認 15,522 賞与引当金繰入額否認 54,644 ゴルフ会員権評価損否認 18,052 貸倒引当金繰入限度超過額 18,962 未払福利厚生費否認 9,878 退職給付引当金繰入限度超過額 39,292 その他 2,325 繰延税金資産小計 179,068 評価性引当額 △21,403 繰延税金資産合計 157,665 繰延税金負債 — 繰延税金資産の純額 157,665
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため、注記を省略しております。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 同 左

（企業結合等関係）

第21期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

該当事項はありません。

第22期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

第21期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

該当事項はありません。

第22期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

第21期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	120,000百万円	生命保険業	(被所有) 直接90%

関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員の兼任等	事業上の関係				
役員2名	投資顧問運用助言及び設備の賃借	投資顧問料	347,047千円	未収投資顧問料	213,926千円
		事務所家賃	227,461千円	前払家賃	20,861千円
		—	—	長期差入保証金	204,060千円

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- ①投資顧問料については、投資顧問契約に基づき顧問料を算出しております。
 ②事務所の家賃については、近隣の取引情勢に基づいて、契約により所定金額を決定しております。
 (注)上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

第22期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は 出資金	事業の内容	議決権等の 被所有割合
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000百万円	生命保険業	(被所有) 直接90%

関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員の兼任等	事業上の関係				
役員2名	投資顧問運用助言及び設備の賃借	運用受託報酬	52,178千円	未収運用受託報酬	56,608千円
		投資助言報酬	296,031千円	未収投資助言報酬	155,620千円
		事務所家賃	246,356千円	前払家賃	20,862千円
		—	—	長期差入保証金	204,060千円

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- ①運用受託報酬および投資助言報酬については、投資一任契約に基づき報酬を算出しております。
 ②事務所の家賃については、近隣の取引情勢に基づいて、契約により所定金額を決定しております。
 (注)上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(1株当たり情報)

第21期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	481,797円27銭	1株当たり純資産額	504,494円56銭
1株当たり当期純利益	26,124円86銭	1株当たり当期純利益	38,569円04銭

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

	第21期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計金額(千円)	6,071,127	6,357,135
普通株式に係る純資産額(千円)	6,071,127	6,357,135
差額の主な内訳	—	—
普通株式の発行済株式数	12,601	12,601
普通株式の自己株式数	—	—
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	12,601	12,601

1株当たり当期純利益

	第21期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
当期純利益(千円)	329,199	486,008
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株主に係る当期純利益	329,199	486,008
期中平均株式数(株)	12,601	12,601

(重要な後発事象)

第21期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

該当事項はありません。

第22期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当事項はありません。

中間財務諸表等

中間財務諸表

①中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	
資産の部	
流動資産	5,145,494
現金・預金	265,314
未収委託者報酬	701,381
未収運用受託報酬	150,835
未収投資助言報酬	49,667
繰延税金資産	101,410
その他	
流動資産合計	6,414,104
固定資産	
有形固定資産	*1) 276,400
無形固定資産	20,854
投資その他の資産	321,585
長期差入保証金	229,426
繰延税金資産	85,725
その他	53,433
貸倒引当金	△47,000
固定資産合計	618,840
資産合計	7,032,944
負債の部	
流動負債	26,039
未払償還金	150,792
未払手数料	41,147
未払法人税等	83,272
賞与引当金	*2) 275,549
その他	
流動負債合計	576,801
固定負債	
退職給付引当金	171,098
固定負債合計	171,098
負債合計	747,899
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	660,443
資本剰余金合計	660,443
利益剰余金	
利益準備金	83,040
その他利益準備金	
別途積立金	3,092,001
繰越利益剰余金	1,449,560
利益剰余金合計	4,624,601
株主資本合計	6,285,045
純資産合計	6,285,045
負債純資産合計	7,032,944

②中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 平成20年4月1日	
至 平成20年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	1,556,137
運用受託報酬	993,842
投資助言報酬	143,652
営業収益合計	2,693,632
営業費用	
支払手数料	905,167
その他営業費用	500,453
営業費用合計	1,405,620
一般管理費	*1) 1,152,916
営業利益	135,095
営業外収益	*2) 7,141
営業外費用	*3) 2,320
経常利益	139,916
特別利益	-
特別損失	
固定資産除却損	*4) 2,770
特別損失合計	2,770
税引前中間純利益	137,145
法人税、住民税及び事業税	36,964
法人税等調整額	22,272
中間純利益	77,909

③中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
株主資本	
資本金	
前期末残高	1,000,000
当中間期変動額	-
当中間期末残高	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	660,443
当中間期変動額	-
当中間期末残高	660,443
資本剰余金合計	
前期末残高	660,443
当中間期変動額	-
当中間期末残高	660,443
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	83,040
当中間期変動額	-
当中間期末残高	83,040
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	3,092,001
当中間期変動額	-
当中間期末残高	3,092,001
繰越利益剰余金	
前期末残高	1,521,650
当中間期変動額	
剰余金の配当	△150,000
中間純利益	77,909
当中間期変動額合計	△72,090
当中間期末残高	1,449,560
利益剰余金合計	
前期末残高	4,696,692
当中間期変動額	
剰余金の配当	△150,000
中間純利益	77,909
当中間期変動額合計	△72,090
当中間期末残高	4,624,601
株主資本合計	
前期末残高	6,357,135
当中間期変動額	
剰余金の配当	△150,000
中間純利益	77,909
当中間期変動額合計	△72,090
当中間期末残高	6,285,045

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券はすべて「その他有価証券」として扱い、評価方法は次のとおりであります。 (1)時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。) (2)時価のないもの 総平均法による原価法 2. 固定資産の減価償却方法 (1)有形固定資産 定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3～18年 器具備品 3～20年 (2)無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 3. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。 4. リース取引の処理方法 リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 (会計方針の変更) 当中間会計期間から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。 これによる損益への影響はありません。 5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

注記事項**(中間貸借対照表関係)**

当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	
*1有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	
建物	64,901千円
器具備品	185,757千円
*2 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
*1当中間会計期間末の減価償却実施額は次のとおりであります。	
有形固定資産	25,620千円
無形固定資産	2,413千円
*2営業外収益のうち主なもの	
受取利息	7,008千円
*3営業外費用のうち主なもの	
償還金等時効完成分支払額	2,103千円
*4固定資産除却損の内訳	
器具備品	2,770千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	12,601株	—	—	12,601株

2. 自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	150,000千円	11,903円82銭	平成20年3月31日	平成20年6月25日

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの
該当事項はありません。

(リース取引関係)

当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）
重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(有価証券関係)

当中間会計期間末（平成20年9月30日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
1株当たり純資産額	498,773円54銭
1株当たり中間純利益	6,182円80銭

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
中間損益計算書上の中間純利益(千円)	77,909
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株主に係る中間純利益(千円)	77,909
普通株式の期中平均株式数(株)	12,601

(重要な後発事象)

当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

(平成20年3月31日現在)

(A)名称	(B)資本金の額（百万円）	(C)事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

(平成20年3月31日現在)

(A)名称	(B)資本金の額（百万円）	(C)事業の内容
明治安田生命保険相互会社	410,000	保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。
株式会社北洋銀行	71,101	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社十六銀行	36,839	
株式会社北海道銀行	93,524	
株式会社百五銀行	20,000	
株式会社八十二銀行	52,243	

※ 明治安田生命保険相互会社の資本金の額は「基金」および「基金償却積立金」の合計額です。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

受託会社として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡、その他付随する業務等を行います。なお、受託会社は、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。

(2)販売会社

ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

「販売会社」である明治安田生命保険相互会社は、委託会社の株主であり、その保有株は11,340株（持株比率90.0%）です。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

1.名称、資本金の額及び事業の内容

(A) 名称	: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
(B) 資本金の額	: 平成20年3月31日現在、10,000百万円
(C) 事業の内容	: 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2. 関係業務の概要

受託会社との信託契約（再信託契約）に基づき、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理）を委託され、その事務を行うことがあります。

3. 資本関係

該当ありません。

第3【参考情報】

委託会社は、当計算期間において、次の書類を提出しております。

(1)有価証券届出書	平成20年2月29日
(2)有価証券報告書	平成20年2月29日
(3)半期報告書	平成20年8月29日
(4)有価証券届出書の訂正届出書	平成20年8月29日

独立監査人の監査報告書

平成20年1月17日

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 森 公高 ⑩
業務執行社員指定社員 公認会計士 奥村 始史 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治ドレスナーDCグローバルバランスオープンの平成18年11月30日から平成19年11月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治ドレスナーDCグローバルバランスオープンの平成19年11月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 前計算期間の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月26日

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員	公 認 会 計 士	森 公 高	㊞
業務執行社員			

指 定 社 員	公 認 会 計 士	鈴 木 敏 夫	㊞
業務執行社員			

指 定 社 員	公 認 会 計 士	奥 村 始 史	㊞
業務執行社員			

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 前事業年度の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成21年1月19日

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 森 公高 ⑨
業務執行社員指定社員 公認会計士 辻前 正紀 ⑨
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治ドレスナーDCグローバルバランスオープンの平成19年11月30日から平成20年12月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治ドレスナーDCグローバルバランスオープンの平成20年12月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月25日

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	森 公高 ⑩
-------------------	-------	--------

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	奥村 始史 ⑩
-------------------	-------	---------

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	辻前 正紀 ⑩
-------------------	-------	---------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 当事業年度の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月13日

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	森 公高 ⑩
-------------------	-------	--------

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	奥村 始史 ⑩
-------------------	-------	---------

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	辻前 正紀 ⑩
-------------------	-------	---------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第23期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。